

令和2年第1回葛城市議会定例会会議録（第4日目）

1. 開会及び延会 令和2年3月26日 午前10時00分 開会
午後 6時26分 延会

2. 場 所 葛城市役所 議会議場

3. 出席議員15名

1番	杉本訓規	2番	梨本洪瑋
3番	吉村始	4番	奥本佳史
5番	松林謙司	6番	谷原一安
7番	内野悦子	8番	川村優子
9番	増田順弘	10番	岡本吉司
11番	西井覚	12番	藤井本浩
13番	吉村優子	14番	下村正樹
15番	西川弥三郎		

欠席議員0名

4. 地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名

市長	阿古和彦	副市長	松山善之
教育長	杉澤茂二	企画部長	吉川正人
総務部長	吉村雅央	市民生活部長	前村芳安
都市整備部長	松本秀樹	産業観光部長	早田幸介
保健福祉部長	巽重人	こども未来創造部長	中井浩子
教育部長	森井敏英	上下水道部長	西口昌治
会計管理者	門口昌義		

5. 職務のため出席した者の職氏名

事務局長	岩永睦治	書記	吉村浩尚
書記	高松和弘	書記	福原有美

6. 会議録署名議員 1番 杉本訓規 15番 西川弥三郎

7. 議事日程

日程第1 議第1号 地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例を制定することについて

日程第2 議第3号 葛城市景観条例を制定することについて

- 日程第3 議第4号 葛城市急傾斜地崩壊対策事業分担金徴収条例を制定することについて
- 日程第4 議第6号 葛城市監査委員条例の一部を改正することについて
- 日程第5 議第9号 葛城市営住宅条例の一部を改正することについて
- 日程第6 議第11号 権利の放棄について
- 日程第7 議第2号 葛城市リサイクルプラザ設置条例を制定することについて
- 日程第8 議第5号 葛城市印鑑条例の一部を改正することについて
- 日程第9 議第7号 葛城市国民健康保険税条例の一部を改正することについて
- 日程第10 議第8号 葛城市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正することについて
- 日程第11 議第10号 葛城市水道事業及び下水道事業の設置等に関する条例の一部を改正することについて
- 日程第12 議第12号 令和元年度葛城市一般会計補正予算（第4号）の議決について
- 日程第13 議第13号 令和元年度葛城市国民健康保険特別会計補正予算（第2号）の議決について
- 日程第14 議第14号 令和元年度葛城市下水道事業特別会計補正予算（第2号）の議決について
- 日程第15 議第15号 令和元年度葛城市霊苑事業特別会計補正予算（第1号）の議決について
- 日程第16 議第16号 令和元年度葛城市後期高齢者医療保険特別会計補正予算（第1号）の議決について
- 日程第17 議第17号 令和元年度葛城市水道事業会計補正予算（第2号）の議決について
- 日程第18 議第18号 令和2年度葛城市一般会計予算の議決について
- 日程第19 議第19号 令和2年度葛城市国民健康保険特別会計予算の議決について
- 日程第20 議第20号 令和2年度葛城市介護保険特別会計予算の議決について
- 日程第21 議第21号 令和2年度葛城市学校給食特別会計予算の議決について
- 日程第22 議第22号 令和2年度葛城市住宅新築資金等貸付金特別会計予算の議決について
- 日程第23 議第23号 令和2年度葛城市霊苑事業特別会計予算の議決について
- 日程第24 議第24号 令和2年度葛城市・広陵町介護認定審査会特別会計予算の議決について
- 日程第25 議第25号 令和2年度葛城市後期高齢者医療保険特別会計予算の議決について
- 日程第26 議第26号 令和2年度葛城市水道事業会計予算の議決について
- 日程第27 議第27号 令和2年度葛城市下水道事業会計予算の議決について
- 日程第28 発議第1号 旧町時代における未処理金調査特別委員会の令和2年度調査経費に関する決議について
- 日程第29 発議第2号 奈良県広域消防組合の運営における組織体制の見直しに関する意見

書

- 日程第30 発議第3号 請願採択を踏まえ「各交通事業者への働きかけを強める」意見書
- 日程第31 発議第4号 中高年のひきこもりに対する実効性ある支援と対策を求める意見書
- 日程第32 議第28号 葛城市副市長の選任につき同意を求めることについて
- 日程第33 議第29号 葛城市固定資産評価員の選任につき同意を求めることについて
- 日程第34 県域水道一体化調査特別委員会の設置について
- 日程第35 各常任委員会及び議会運営委員会の閉会中の継続審査について

開 会 午前10時00分

下村議長 ただいまの出席議員は15名で、定足数に達しておりますので、これより令和2年第1回葛城市議会定例会第4日目の会議を行います。

本日、議会だより用に議場内の写真撮影を行いますので、ご承知おきください。

葛城市議会では、会議出席者のタブレット端末等の情報通信機器の使用を認めておりますので、ご承知おきお願いいたします。

なお、傍聴者につきましては、情報通信機器の会議室内での使用は認めておりませんので、携帯電話等をお持ちの方は、必ず電源を切るか、マナーモードに切りかえるようお願いいたします。

これより本日の会議を開きます。

ご報告申し上げます。本定例会の会期中に、市長より追加議案として人事案件2議案の送付がありました。また、予算特別委員会からは、令和2年度一般会計予算に対する修正案が議長宛てに提出がございました。その取扱い及び県域水道一体化調査特別委員会の設置について、3月24日午後5時10分より議会運営委員会が開催され、議事日程、審議方法についてご協議いただいておりますので、議会運営委員長よりご報告願います。

15番、西川弥三郎君。

西川議会運営委員長 おはようございます。それでは、市長より議第28号及び議第29号の人事案件2議案が追加議案として、また、予算特別委員会において議第18号の令和2年度一般会計予算が修正可決されたことに伴い、委員会提出議案として、それぞれ提出されたことを受け、また、県域水道一体化調査特別委員会の設置について、24日の午後5時10分より急遽議会運営委員会を開催し、その取扱いについて慎重に協議いたしましたので、その内容についてご報告いたします。

まず、議第18号の修正案につきましては、会期中に各常任委員会に付託された議案の採決と予算特別委員会に付託された令和元年度の補正予算の採決終了後、日程第18として議第18号の令和2年度一般会計予算とともに上程し、予算特別委員長の修正報告、報告に対する質疑を行い、討論、採決まで行います。

採決につきましては、まず修正案に対する採決を行います。修正案が可決された場合は、引き続き修正議決した部分を除く原案の採決を行います。修正案が否決された場合は、続いて原案の採決を行います。

次に、議第28号と議第29号の人事案件の追加議案につきましては、日程第31までの議案等の採決終了後に1議案ごとに上程し、その内容説明を受けた後、質疑を行い、委員会付託を省略し、討論、採決まで行います。

次に、県域水道一体化調査特別委員会の設置についての議事日程につきましては、先ほどの追加議案の採決終了後に、日程第34として議長発議により審議願います。

以上、報告といたします。皆様のご理解を賜りますよう、よろしくお祈りを申し上げます。

下村議長 お諮りします。

追加議案と当初予算の修正案の議案審議及び県域水道一体化調査特別委員会の設置につき

ましては、ただいまの議会運営委員長からの報告のとおり行うことにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

下村議長 ご異議なしと認めます。よって、議会運営委員長の報告のとおり議案審議を行うことにいたします。

次に、本定例会中に開催されました各常任委員会において、所管の調査事項について審査をされておりますので、各審査状況について、各委員長より報告をお願いいたします。

まず、総務建設常任委員長より報告願います。

8番、川村優子君。

川村総務建設常任委員長 皆様、おはようございます。それでは、議長のお許しを得ましたので、ご報告をいたします。去る3月6日の本会議におきまして総務建設常任委員会に付託されました6議案及び本委員会所管の調査案件につきまして、3月11日午前9時30分より委員会を開催し、慎重に審査いたしました。そのうち、本委員会の所管事項の調査案件について、審査の概要をご報告いたします。

初めに、尺土駅前周辺整備事業に関する事項についてでございます。

理事者側からは事業の進捗状況として、昨年度に契約をした1件の方について、家屋などの取壊しが全て完了し、残金の支払いも執行済みである。未買収用地の残り2件のうち、1件の方とは令和2年度に契約できる予定となった。用地契約が完了した部分については、順次計画に沿った工事を進めていく予定である。別の1件の方については、条件面において折り合いがつかず、同意が得られていない状況であるが、周辺の状況も変わっていく中で、引き続き粘り強く交渉していきたいと考えているという説明がありました。

委員からは、尺土駅前整備事業におけるエレベーター設置について、一部の議員から提案があったが、当初の計画から変更する可能性があるか伺いたいという問いがあり、様々な意見をいただいております。近鉄や設計会社にも協議をしている。今後、計画変更ができるかどうかも含めて検討していきたいと考えており、結果については委員会で報告をさせていただきたいという答弁がありました。

続いて国鉄・坊城線整備事業に関する事項についてであります。

理事者側からは事業の進捗状況として、道路改良工事に関しては、国道24号線より東向き、1つ目の交差点からJRまでの道路改良工事の区間について、北側の道路擁壁、水路及び南側の歩道の設置工事を施工しており、令和2年3月27日の竣工を目指し、進めている状況である。用地交渉については、間もなく1件の契約をする予定である。用地買収が完了している部分については、順次工事に取りかかる予定であり、未買収の用地についても、引き続き努力していきたいと考えている。JR和歌山線、柿本架道橋改築工事委託については、現場施工におけるボックス構造体の施工が完了し、仮設の足場の撤去を行っている。このJR施工の架道橋工事については、令和2年夏ごろに完了予定である。その後、令和2年度内に、市の施工する部分として、JR架道橋の西側、東側の取り付け部分のボックス構造体及び道路の改良工事を、令和3年3月竣工を目標に施工する予定である。市施工分の工事完了後に、仮移設していた吉野川分水管、ガス管、水道管、下水道管の本設工事を施工していく予定で

ある。JR架道橋部分の工事については、令和4年3月の完了予定であるという説明がありました。

次に、行財政改革に関する事項についてであります。

行財政への取り組みとして、総務部からは事務事業評価、企画部からは業務棚卸について報告がありました。事務事業評価については、今年度は評価を集中させるため、昨年度の評価対象事業から、既に最低限の支出しか行われていない事業、実施されていない事業、これ以上の経費の削減や事務の改善方法が見込めない事業を、評価の対象から外して実施をした。このことにより事業数を、155事業から86事業へと絞り込むことができた。これまで評価の時期については、当初予算査定後の2月ごろに実施をしていたが、平成30年度は、その結果を予算編成に反映することを目的に、令和元年度当初予算査定前の8月に実施した。今年度は、事務事業評価の結果をより直接予算に反映させるため、従来の様式に予算要求欄を追加し、令和2年度当初予算査定と並行して実施をした。事務事業評価は今年で12年目を迎え、まだ不十分なところもあるが、取り組み始めた当初と比較すると、職員の意識も浸透し、本市を取り巻く社会情勢や財政状況も変化しているため、令和2年度においては、新たな行政改革や財政改革への取り組みも研究していきたいと考えているとの説明がありました。

業務棚卸については、業務課題の可視化を目的として、平成29年8月から9月にかけて全庁を対象に実施した。集計データから、1カ月で1年分の業務量を調査したことにより、精緻な数値が得られなかったこと、また、既存業務に無駄が多く、新規事業や重点施策への時間が確保できないことや2庁舎体制による業務負荷が高く、行政サービスの低下を招いているなどの課題が見つかった。業務課題の解決に向けて、平成30年11月から1年をかけて業務日報を試行導入し、日時単位での業務量の調査と分析を行った。また、健康増進課での業務について、RPAを導入して実証実験を行い、時間短縮とミス抑止に貢献することがわかった。さらに、執務室のレイアウト変更によって、スペースの確保や部署ごとの業務関連度に着目した配置の変更を行い、指揮命令システムの効率化や部門関連系の強化を実現することができたとの報告がありました。

次に、公共バスの運行についてであります。

理事者からはコミュニティバスの利用状況として、令和元年4月から令和2年1月における1日当たりの利用者数として、環状線ルートとミニバスルートの合計は132.38人である。令和元年10月1日から、ミニバスルートの一部を予約型乗合タクシーへ改編しており、この予約型乗合タクシーの1日当たりの利用者数としては2.10人である。また、令和2年3月1日から、予約型乗合タクシーの笛吹・梅室ルートにおける運行時間を一部見直しており、第1便目を約30分早め、運行するダイヤに変更したが、現在のところ問題なく運行できている。さらに、葛城市の環状バスを大和高田市立病院の敷地内へ乗り入れることができるよう、大和高田市と協議を進めている。今後も市民の更なる利便性の向上に向けて調査検討を行い、見直しについての協議を行っていく予定であるという説明がありました。

委員からは、大和高田市立病院の敷地内へのバスの乗り入れの件について、大和高田市との協議はどのような段階か伺いたいという問いがあり、バスの乗り入れに関してはいろいろ

な意見があり、大和高田市との調整に約2年ほどかかった。市民の利便性を考えると実現する必要があると考えている。バスを乗り入れることに伴い、大和高田市立病院のロータリー部分のスペースを拡大する必要があるために、工事費として200万円を令和2年度予算に計上している。大和高田市との協議内容については、正式に運行が始まるまでは慎重に情報提供をさせていただきたいと考えているという答弁がありました。

最後に、政治倫理条例の内容検討についてであります。

本委員会の調査案件に追加されてから初めての委員会開催であり、平成17年に制定、施行された葛城市政治倫理条例について内容検討を進めていくに当たり、全議員にかかわることもあるため、議会全員協議会においても協議をいただくこと。また、理事者側にも関係する部分もあることから、今後は理事者側にも協議に参加をしていただき、引き続き検討していくことを確認しました。また委員からは、補助金の交付に関して、直接また間接的に補助金を交付されている団体についての資料を提供していただきたいという要望がありました。

なお、これらの5つの所管事項については、今後も引き続き調査を進めることにいたしました。

以上であります。このほかにも各委員から活発な質疑がなされ、また数多くの意見が出されておりますことをつけ加えまして、総務建設常任委員会の所管事項の調査報告といたします。

下村議長 次に、厚生文教常任委員長より報告願います。

11番、西井覚君。

西井厚生文教常任委員長 おはようございます。議長のお許しを得ましたので、ご報告いたします。

去る3月6日の本会議におきまして厚生文教常任委員会に付託されました5議案及び本委員会所管の調査案件につきまして、3月12日午前9時30分より委員会を開催し、慎重に審査いたしました。そのうち、本委員会の所管事項の調査案件について、審査の概要をご報告いたします。

まず初めに、ゴミの減量化に関する諸事項についてであります。

理事者からは、現在のところ報告すべき事項はないということでございましたが、委員からは、リサイクルプラザで行われる発泡スチロールの減容化について、葛城市で今のところ、今のごみの収集形態では、発泡スチロールはその他プラと一緒に収集しているので、職員が発泡スチロールを抜き取る手間が発生し、コスト的には採算が合わないと思われませんが、そのあたりの考えを示してほしいという問いがありました。地域循環化計画の中で発泡スチロールの減容化をうたっているため、計画どおりにしなければならない。リサイクルプラザは来年度が運用の初年度であるため、一旦クリーンセンターが回収したその他プラの中から発泡スチロールだけを選別して、リサイクルプラザで減容化するという方向で運営していきたいという答弁がありました。

次に、学校給食に関する諸事項についてであります。

理事者からは、学校給食センター調理配送業務委託事業の業者選定を競争性の観点より、予定していた時期より半年以上前に行った。募集期間中に応募いただいた業者は1社であつ

た。本年2月に、業者にプレゼンテーションを行っていただき、審査した結果、従前と同じ業者である株式会社東洋食品で決定した、また、給食センターの損害賠償請求の裁判については、現在も係争中であるという報告がありました。

委員からは、新型コロナウイルスの影響で小学校、中学校が休校となっているが、学校給食の対応は。また学童保育所への給食の提供はできないのかという問いがあり、給食費については、3月分の徴収は行わない。また給食で使用予定であった食材についてはほぼキャンセルできたが、1品目のみキャンセルできないものがあった。それについては、公立保育所や社会福祉協議会、職員に販売し、食品ロスにならないよう対応した。また当委員会でも、その食材が、何名かが協力するということになりましたので、食材ロスがなかったと。センター方式で調理しているため、事前に何食分必要かということ把握する必要があり、そのため日によって利用人数が違う学童保育所の提供は、今の体制では対応できないという答弁がありました。

次に、磐城小学校附属幼稚園周辺一帯整備についてであります。

理事者からは、令和元年度の1期工事では、保育室及び職員室の建築工事を行った。また1期工事の外構工事は終了し、3月16日に仮使用検査を行う予定である。工事は計画どおり進捗しており、仮使用検査後に引っ越しを行う予定であるという報告があり、委員からは若干の質疑がありました。

次に、水道事業に関する諸事業についてであります。

理事者からは、県域水道一体化の現状と本市の水道事業の財政シミュレーションの説明があり、当初、新県域水道ビジョンでは、令和8年度に経営統合を行い、その後10年をめどに事業統合を行うとされていましたが、新たな提案として、企業団設立当初から事業統合することを前提に検討を進めていくことにしたという提案があったという報告がありました。

委員からは、水道料金について、経営統合した場合と事業統合した場合はどうなるかという問いがあり、経営統合の場合は事務の共同化であり、それぞれの市町村は独立状態であり、水道料金はばらばらである。事業統合の場合は、いきなり料金統一は難しいので当分の間は統一しないが、最終的には統一を目指していくという答弁がありました。

これを受け、委員会としては、葛城市全体にかかわることであるため、特別委員会設置の決議を提出することを全会一致で決定いたしました。

なお、これら3つの所管事項については、委員会としては、今後も引き続き調査を進めることにいたしました。

以上をもちまして厚生文教常任委員会の所管事項の調査報告といたします。

下村議長 次に、会期中に開催されました旧町時代における未処理金調査特別委員会の審査状況について、委員長より報告をお願いします。

12番、藤井本浩君。

藤井本旧町時代における未処理金調査特別委員長 議長のお許しを得ましたので、今定例会中に開催いたしました第22回旧町時代における未処理金調査特別委員会、いわゆる百条委員会の審査状況をご報告申し上げます。

委員会につきましては、昨日3月25日午後1時30分より開催をしております。この委員会では、松山副市長に説明員として出席をお願いし、葛城市が未処理金を歳計外現金として保管するに至った経緯と法的根拠に関する事項及び平成30年5月7日付、農林課職員からの契約書発見に関する報告書についてそれぞれ説明をいただき、確認をいたしました。

以上、簡単ではございますが、本委員会の審査状況についての報告といたします。

下村議長 本定例会中に開催されました常任委員会における所管の調査事項及び特別委員会の審査報告は、以上であります。

これより日程に入ります。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりでございます。

日程第1、議第1号から日程第6、議第11号までの6議案を一括議題といたします。

本6議案は総務建設常任委員会に付託されておりますので、審査の結果報告を委員長に求めます。

8番、川村優子君。

川村総務建設常任委員長 ただいま上程されております議第1号、議第3号、議第4号、議第6号、議第9号、議第11号の6議案について、総務建設常任委員会の審査の概要及び結果をご報告いたします。

初めに、議第1号、地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例を制定することについてであります。

質疑では、会計年度任用職員制度を導入することに伴う関係条例の整備であるが、現状のアルバイト職員である非常勤職員や嘱託職員の任用はどのようになるのかという問いに対し、ほとんどの非常勤職員や嘱託職員は、勤務時間の条件により、パートタイムの会計年度任用職員での任用になる。拘束時間の長い当直職員のみ、フルタイムの会計年度任用職員に該当するものと考えているという答弁がありました。

また、会計年度任用職員制度に関する法律改正はいつされたのか。制度の適用開始が令和2年4月1日からであるのに、この3月定例会で関係条例の整備の審議をしているようでは遅いのではないのかという問いに対し、平成29年5月17日の法律改正されたものであるが、今回の制度改正は非常に大きな内容のものであるので、葛城市として適切に運用できるように、ほかの自治体の状況なども確認しながら慎重に検証した結果、昨年12月定例会での会計年度任用職員に関する条例制定の提案となり、それに伴う関係条例の整備が今回の提案となったものであるという答弁がありました。

討論はなく、採決の結果、全会一致で原案のとおり可決するものと決定いたしました。

次に、議第3号、葛城市景観条例を制定することについてであります。

質疑では、景観行政団体へ移行することにより、今後、景観計画を策定していくとのことであるが、重点景観形成区域はどのあたりを指定しようとしているのか。また、規制基準はどのように考えているのかという問いに対し、重点区域は、県道御所・香芝線（山麓線）の西側を設定する予定をしているが、沿道景観の統一を図るため、山麓線の東側も少し含めることを検討している。規制基準については、国定公園や金剛葛城山麓景観保全地区と同等程

度の基準を考えているという答弁がありました。

また、景観計画策定に伴う審議会が設置されるとのことだが、委員構成について伺うという問いに対し、委員は10名以内としており、学識経験者として大学教授3名と農業委員会、観光協会、商工会、区長会の各団体の役員及び県の高田土木事務所、また歴史博物館の職員などを予定しているという答弁がありました。

討論はなく、採決の結果、全会一致で原案のとおり可決するものと決定いたしました。

次に、議第4号、葛城市急傾斜地崩壊対策事業分担金徴収条例を制定することについてであります。

質疑では、奈良県が施行する急傾斜地崩壊対策事業により、特に利益を受ける受益者から分担金を徴収できるように条例制定するものであるが、事業費に対する受益者の負担割合、また市が負担することになる事務費の額について伺うという問いに対し、地権者などからの要望により県が事業採択されるもので、事業実施場所により負担割合が異なる。今回の場合は事業費の20%が受益者負担となり、事務費については受益者負担額の5%とされているという答弁がありました。

また、今後この事業に関する相談窓口はどこが担当するのかという問いに対し、現在は総務部の生活安全課で対応しているという答弁がありました。

討論はなく、採決の結果、全会一致で原案のとおり可決するものと決定いたしました。

次に、議第6号、葛城市監査委員条例の一部を改正することについてであります。

質疑、討論はなく、採決の結果、全会一致で原案のとおり可決するべきものと決定しました。

次に、議第9号、葛城市営住宅条例の一部を改正することについてであります。

若干の質疑はありましたが、討論はなく、採決の結果、全会一致で原案のとおり可決するものと決定いたしました。

最後に、議第11号、権利の放棄についてであります。

質疑では、住宅新築資金で取得された土地建物の現在の名義はどのようになっているのかという問いに対し、既に他人名義となっている。売却時にも幾らか償還されているが、全額返還されずに残った金額が、奈良県住宅新築資金等償還事務審査会において償還不能債権と判定されたものであるという答弁がありました。

討論はなく、採決の結果、全会一致で原案のとおり可決するものと決定いたしました。

以上でございますが、このほかにも各委員から活発に質疑がなされ、数多くの意見、要望が出されましたことを申し添えまして、総務建設常任委員会の報告とさせていただきます。

以上です。

下村議長 以上で総務建設常任委員長の報告は終わりました。

これより、委員長報告に対する質疑に入ります。

質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

下村議長 質疑ないようですので、質疑を終結いたします。

これより討論、採決に入りますが、討論、採決は1議案ごとに行います。

日程第1、議第1号議案について討論に入ります。

討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

下村議長 討論ないようですので、討論を終結いたします。

これより、議第1号議案を採決いたします。

本案に対する委員長報告は可決であります。本案を委員長報告のとおり可決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

下村議長 ご異議なしと認めます。よって、議第1号は原案のとおり可決されました。

日程第2、議第3号議案について討論に入ります。

討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

下村議長 討論ないようですので、討論を終結いたします。

これより、議第3号議案を採決いたします。

本案に対する委員長報告は可決であります。本案を委員長報告のとおり可決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

下村議長 ご異議なしと認めます。よって、議第3号は原案のとおり可決されました。

日程第3、議第4号議案について討論に入ります。

討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

下村議長 討論ないようですので、討論を終結いたします。

これより、議第4号議案を採決いたします。

本案に対する委員長報告は可決であります。本案を委員長報告のとおり可決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

下村議長 ご異議なしと認めます。よって、議第4号は原案のとおり可決されました。

日程第4、議第6号議案について討論に入ります。

討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

下村議長 討論ないようですので、討論を終結いたします。

これより、議第6号議案を採決いたします。

本案に対する委員長報告は可決であります。本案を委員長報告のとおり可決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

下村議長 ご異議なしと認めます。よって、議第6号は原案のとおり可決されました。

日程第5、議第9号議案について討論に入ります。
討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

下村議長 討論ないようですので、討論を終結いたします。
これより、議第9号議案を採決いたします。

本案に対する委員長報告は可決であります。本案を委員長報告のとおり可決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

下村議長 ご異議なしと認めます。よって、議第9号は原案のとおり可決されました。
日程第6、議第11号議案について討論に入ります。
討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

下村議長 討論ないようですので、討論を終結いたします。
これより、議第11号議案を採決いたします。

本案に対する委員長報告は可決であります。本案を委員長報告のとおり可決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

下村議長 ご異議なしと認めます。よって、議第11号は原案のとおり可決されました。

次に、日程第7、議第2号から日程第11、議第10号までの以上5議案を一括議題といたします。

本5議案は厚生文教常任委員会に付託されておりますので、審査の結果報告を委員長に求めます。

11番、西井覚君。

西井厚生文教常任委員長 ただいま上程されております議第2号、議第5号、議第7号、議第8号及び議第10号の5議案について、厚生文教常任委員会の審査の概要及び結果をご報告いたします。

まず初めに、議第2号、葛城市リサイクルプラザ設置条例を制定することについてであります。

質疑では、リサイクルプラザの空きスペースの活用方法はこの問いに対して、家具や自転車の再生修理を行う予定である。各家庭で不要になった家具の中から再生修理ができそうな家具を選別し、リサイクルプラザへ搬入する。その後、修理を、シルバー人材センターの大工経験のある方と派遣委託契約を締結し、実施する予定である。自転車の再生修理は、生活安全課と連携し、防犯登録を外した所有者不明の放置自転車の中から再生可能な自転車を選別後、搬入する。修理は、自転車安全整備士の資格を保有している奈良県自転車軽自動車商協同組合に委託する予定であるという答弁がありました。

討論はなく、採決の結果、全会一致で原案のとおり可決するものと決定いたしました。

次に、議第5号、葛城市印鑑条例の一部を改正することについてであります。

質疑では、葛城市内に成年被後見人は何人いるのか。また意思能力の有無はどのようにして判定するのかという問いに対し、令和2年2月17日現在、市内に住所を有する成年被後見人は16人であると。今回改正の趣旨は、成年被後見人等の権利の制限に係る措置の適正化等を図るための関係法律の整備に関する法律の改正により、国の印鑑登録証明事務処理要領にも改正されたことから、これに準じて本市の条例も改正するものである。意思能力については、民法の規定であり、民法総則第2章に、権利能力、意思能力、行為能力がそれぞれ規定され、第3条の2では、「法律行為の当事者が意思表示をしたときに意思能力を有しなかったときは、その法律行為は、無効とする。」と規定されているので、この規定の法解釈に従うことを大前提にする。実務運用について同じように改正する多くの自治体の情報、動向もしっかりとキャッチし、国や奈良県12市の組織としている奈良県都市戸籍住民連絡協議会と協議しながら、適切な運用に努めるという答弁がありました。

討論はなく、採決の結果、全会一致で原案のとおり可決するものと決定いたしました。

次に、議第7号、葛城市国民健康保険税条例の一部を改正することについてであります。

質疑では、平成30年度から国民健康保険の都道府県単位化が実施され、奈良県が示す統一保険料率を目指して、葛城市では税率改正が毎年行われているが、平成29年度からの1人当たりの保険税額の推移について、また収納率の状況について伺いたいという問いに対し、葛城市の1人当たりの国民健康保険税額については、令和2年度の見込みで9万6,833円となっており、平成29年度の8万10円に対して1万6,823円の増額、また令和元年度の9万3,076円に対して3,757円の増額となる。収納率については、本年2月末現在、現年課税分では82.28%、滞納繰越分で16.24%、全体で68.75%になっている。前年度同期の現年課税分の収納率は82.67%で、年度末最終の収納率は93.63%であったという答弁がありました。

また、来年度には奈良県の保険料方針が見直し予定と聞いているので、これまでの葛城市の収納率や医療費などの状況を踏まえて、県に対して、葛城市の被保険者が安心して医療を受けられるようにしっかりと要望を上げていただきたいという意見がありました。

賛成と反対双方の討論があり、採決の結果、賛成多数で原案のとおり可決するものと決定いたしました。

次に、議第8号、葛城市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正することについてであります。

若干の質疑はありましたが、討論はなく、採決の結果、全会一致で原案のとおり可決するものと決定いたしました。

次に、議第10号、葛城市水道事業及び下水道事業の設置等に関する条例の一部を改正することについてであります。

質疑、討論はなく、採決の結果、全会一致で原案のとおり可決するべきものと決定いたしました。

以上であります。このほかにも各委員から活発な質疑がなされ、また数多くの意見が出されており、厚生文教常任委員会の所管事項の調査報告といたします。

下村議長 以上で厚生文教常任委員長の報告は終わりました。
これより、委員長報告に対する質疑に入ります。
質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

下村議長 質疑ないようですので、質疑を終結いたします。
これより討論、採決に入りますが、討論、採決は1議案ごとに行います。
日程第7、議第2号議案について討論に入ります。
討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

下村議長 討論ないようですので、討論を終結いたします。
これより、議第2号議案を採決いたします。
本案に対する委員長報告は可決であります。本案を委員長報告のとおり可決することにご
異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

下村議長 ご異議なしと認めます。よって、議第2号は原案のとおり可決されました。
日程第8、議第5号議案について討論に入ります。
討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

下村議長 討論ないようですので、討論を終結いたします。
これより、議第5号議案を採決いたします。
本案に対する委員長報告は可決であります。本案を委員長報告のとおり可決することにご
異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

下村議長 ご異議なしと認めます。よって、議第5号は原案のとおり可決されました。
日程第9、議第7号議案について討論に入ります。
討論はありませんか。
6番、谷原一安君。

谷原議員 よろしく申し上げます。日本共産党の谷原です。私は、議第7号、葛城市国民健康保険税
条例の一部を改正することについて、反対の立場で討論いたします。

今回の条例改正は、奈良県国民健康保険方針に基づく国民健康保険の奈良県単位化のもと
で、葛城市の国民健康保険税を令和6年度まで、国保加入者1人当たり平均、毎年4.5%ず
つ引き上げる条例改正となっております。奈良県下12市中、最も国保税水準が低かった葛城
市の国保税が、奈良県が示す統一保険水準に向けて毎年大きく引き上げられることになって
おります。日本全国の都道府県において、都道府県の国保の単位化が進められてきておりま
すが、奈良県のように市町村の国保の医療給付水準にかかわらず、県域全体の統一国保税
水準とする、そうした単位化を行っている都道府県は少数であります。多くの都道府県が、
医療費の支払いが少ない市町村国保には、それなりに合わせた国保税とする、そうした医療

給付水準に合わせた国保税徴収としております。

葛城市の国保加入者の医療給付水準は、県下において低い水準にあります。そのためにこれまでも国保税が安く抑えられていたわけでありましたが、まずは、1つは、病院が市内にない。また健康意識が高く、葛城市も健康長寿のために様々な施策を進めております。こうした努力などによって、葛城市民の国保被保険者の医療給付水準が低く抑えられてきたわけであり、多くの都道府県が実施している単位化と同様に、葛城市の医療給付水準が評価される保険税額にすべきではないでしょうか。増え続ける医療給付費に対するインセンティブが働く制度にすべきであります。どこでも、医療水準が違って、医療給付が違って、統一保険料になるというのでは、まさにこのインセンティブが働かなくなるわけであり、現在の奈良県の県単位化による国保税額の決め方は、葛城市の国保加入者にとっては、大変不公平な税額の決め方になっております。葛城市民の利益を守るべき市会議員の1人として、こうした制度のもとでの国保税の引き上げには賛成できません。

医療費給付水準が異なるにもかかわらず、こうした統一保険税にすることについてですけれども、奈良県の国民健康運営方針では、今後、医療の均てん化を図るとしておりました。医療の均てん化というのは、地域の医療水準を同じようにしていくということであり、葛城市には病院がありませんけれども、葛城市民が受けやすいような医療水準にしていくということだろうと思います。病院などの医療施設において地域での差を少なくしていく。これは大切なことであり、その上での統一保険税であれば、まだわかるわけであり、しかしながら、昨年度、厚生労働省が、全国の400を超える公立及び公的病院の統廃合を、病院名を挙げて公表いたしました。その中には御所市の済生会病院が入っております。葛城市南部の地域では、旧新庄町時代から御所、済生会病院を利用する方が多くいらっしゃいます。もし、統廃合となれば、ますます葛城市の医療水準は低下していくこととなります。御所市議会では、この統廃合に反対する旨の決議を上げられるようであり、これは、葛城市にとっても他市のことではありません。こうした点からも、統一保険税水準に基づく国保税の決定のあり方、それに基づく条例改正に、私は反対したいと思います。

所得の低い方が多く加入する国保においては、加入者にこうした均等割や平等割を負担させるために、所得の低い人ほど負担が大きくなる逆累進性の強い制度であります。国保加入者の平均保険料は、政府の試算でも、中小企業労働者が加入している協会けんぽの1.3倍の保険税となっております。そのために、保険税は何とか払うけれども、医療費の負担ができない。そのために受診を抑えざるを得ない方が多くおられます。保険税を負担しているのにサービスを受けることができない。そうした低所得の方がいらっしゃるわけであり、国保制度が社会保障制度に値するものとなるためには、やはり支払える国保にする。支払える国保にしなければ国保制度の存続は不可能であります。そのためには、支払えない人については、国保法に基づき、市町村での申請減免制度を充実させるべきではないかと考えます。

高過ぎる国保税は、住民の暮らしを苦しめているだけでなく、国保制度の根幹を揺るがしております。全国知事会、全国市長会などの地方団体は、加入者の所得が低い国保が、ほかの医療保険よりも保険料が高くて、負担が限界になっていることを国保の構造問題だとして、

国保を持続可能とするためには、被用者保険との格差を縮小するような抜本的な財政基盤の強化が必要と主張しております。都市によっては、政府に1兆円の公費の投入を、全国知事会は求めてまいりました。日本共産党は、1兆円あれば、均等割と平等割を廃止することで、国保も協会けんぽ並みの保険料となることを試算しております。また奈良県下におきましては、広陵町におきましては、申請減免制度を充実させて、所得が生活保護水準にある世帯の国保税減免など、独自の減免制度を充実させております。

葛城市国民健康保険税条例第23条第2項には、特別の事情のある者は、市長が減免の基準を定めることによって減免ができる、つまり申請減免できるという条例となっております。しかしながら、その基準が、言ってみれば、本当に所得の低い人を救うものとはなっておりません。葛城市独自の減免基準を、本当に生活が立ち行かなくなる低所得者の方に対する減免基準になるように改善をすべきではないでしょうか。生活保護受給者だけでなく、その基準に準ずる加入者にも減免を、ぜひできるような基準を設けていただきたいと思います。そうした観点から、値上げの条例改正ではなく、条例に基づく申請減免制度を充実する、そうした方向で私はこの条例に反対したいと思います。命は平等であります。お金のあるなしで差別があってはならないと考えます。

以上の理由で原案に反対いたします。

下村議長 ほかに討論はありませんか。

4番、奥本議員。

奥本議員 私は、議第7号、葛城市国民健康保険税条例の一部を改正することにつきまして、賛成の立場で討論させていただきます。

今回の税率改正案ですが、国民健康保険の都道府県単位化に伴い、都道府県が財政運営の責任主体となって、医療の均てん化を前提に、安定的な財政運営や効率的な事業の確保について中心的な役割を担っていく中、奈良県においては、令和6年度に、同じ所得、世帯構成であれば、県内どこに住んでも保険料水準が同じとなるように、県下統一の保険料率にすることとされました。本条例の改正案は、これに伴いまして、県と協議の上、保険料方針に沿った保険税率の改定を着実に実行していくための改正であり、被保険者の負担水準に激変が生じないようにとの緩和措置も受け、本来必要な額への引上げを段階的に行えるように慎重に検討を重ねられたものであります。引き続き奈良県と十分に協議、連携して、慎重に検討を重ねていただくことを望みまして、今回提出の葛城市国民健康保険税条例の一部を改正することにつきまして、賛成討論といたします。

以上です。

下村議長 ほかに討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

下村議長 討論ないようですので、討論を終結いたします。

これより、議第7号議案を電子表決システムで採決いたします。

お諮りいたします。

本案に対する委員長報告は可決であります。本案を委員長報告のとおり可決することに賛

成の議員は賛成のボタンを、反対の議員は反対のボタンを押してください。

(押しボタンにより表決)

下村議長 ボタンの押し忘れはございませんか。

(「なし」の声あり)

下村議長 押し忘れなしと認め、確定いたします。賛成多数であります。よって、議第7号は原案のとおり可決されました。

次に、日程第10、議第8号議案について討論に入ります。

討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

下村議長 討論ないようですので、討論を終結いたします。

これより、議第8号議案を採決いたします。

本案に対する委員長報告は可決であります。本案を委員長報告のとおり可決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

下村議長 ご異議なしと認めます。よって、議第8号は原案のとおり可決されました。

日程第11、議第10号議案について討論に入ります。

討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

下村議長 討論ないようですので、討論を終結いたします。

これより、議第10号議案を採決いたします。

本案に対する委員長報告は可決であります。本案を委員長報告のとおり可決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

下村議長 ご異議なしと認めます。よって、議第10号は原案のとおり可決されました。

次に、日程第12、議第12号から日程第17、議第17号までの6議案を一括議題といたします。

本6議案は予算特別委員会に付託されておりますので、審査の結果報告を委員長に求めます。

10番、岡本吉司君。

岡本予算特別委員長 皆さん、おはようございます。議長の許可を得ましたので、ご報告を申し上げます。去る3月6日の本会議におきまして予算特別委員会に付託されました議第12号から議第17号までの補正予算6議案につきまして、3月13日午後1時より委員会を開催し、慎重に審査いたしましたので、審査の概要及び結果をご報告申し上げます。

初めに、議第12号、令和元年度葛城市一般会計補正予算(第4号)の議決についてであります。

質疑では、総務費、固定資産税賦課事業に係る標準宅地鑑定評価業務委託料の減額について内容を伺いたいという問いに対しまして、令和3年度の固定資産の評価替えに向けて、令和2年1月1日の土地価格鑑定をするため、3年に一度実施している業務である。市内177

ポイントの土地鑑定を依頼しており、1地点当たり4万円で総額778万8,000円の契約となっており、今回194万7,000円の減額となったものであるとの答弁がありました。

次に、民生費、障害者福祉における精神障害者医療費扶助220万円の増額理由とその財源措置について伺いたい。この問いに対しまして、精神障害1級、2級の手帳を取得されている方の医療費を助成するもので、平成27年度からスタートした制度である。当初は1級のみを対象でありましたが、平成28年度より2級の方も対象となり、今年度は昨年より14名ほど、精神障害1級、2級の手帳取得者が増えたことが増額補正の大きな理由である。なお、財源につきましても、県費2分の1の補助があるとの答弁がありました。

次に、消防費、防災対策事業における防災マップ整備委託料に関して、国や県が指定される土砂災害警戒区域や洪水浸水想定区域など、随時見直し更新されるが、それらの情報を市で作成する防災マップにリアルタイムで反映することはできないのかという問いに対しまして、国や県の情報データを活用して、市の防災マップを作成する予定である。その情報提供元にアクセスできるQRコードを張りつけたりするなど検討はしているが、問題点もあるので、国、県等とも十分に協議をして、できる限りリアルタイムで情報が得られるような仕組みを考えていきたいとの答弁がありました。

次に、教育費の、小・中学校費、GIGAスクール構想、校内通信ネットワーク整備委託料の内容について伺いたいという問いに対しまして、小学校については、校内LAN整備として7,342万円、ネットワークの機器増設、増強として352万円、電源キャビネットの整備として5,704万円。また中学校については、校内LAN整備として2,937万円、ネットワークの機器増設、増強として140万円、電源キャビネットの整備として2,281万円をそれぞれ予算計上したものであるとの答弁がありました。

この答弁を受け、そのような多額の費用をかけて、何のためにこの事業をしようとしているのか伺いたいという問いがありました。現在、葛城市では、2018年から実施しているICT整備計画に基づき、構内のWi-Fiシステムの整備はできているが、今般、国の方から、小学校1年生から中学校3年生まで、1人に1台、端末が使用できる環境を整備するGIGAスクール構想が示されたことにより、超高速大容量のネットワークシステムを構築する必要があることから、その環境整備をすることを目的に予算計上したものであるという答弁がありました。

賛成と反対の討論があり、採決の結果、賛成多数で原案のとおり可決すべきものと決定をいたしました。

次に、議第13号、令和元年度葛城市国民健康保険特別会計補正予算（第2号）の議決についてであります。

質疑、討論はなく、採決の結果、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決定をいたしました。

次に、議第14号、令和元年度葛城市下水道事業特別会計補正予算（第2号）の議決についてであります。

質疑では、歳入の下水道使用料の減額について内容を伺いたいという問いに対しまして、

当初予算の見込みに比べ、排水量が8万8,000トンの減少となった。その理由として、大口である薬品会社において、26万5,000トンが24万2,000トンと2万3,000トンの減、一般家庭においても、見込んでいたほど件数の増加がなく、当初の見込みより700件ほど少なかったという答弁がありました。

討論はなく、採決の結果、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決定をいたしました。

次に、議第15号、令和元年度葛城市霊苑事業特別会計補正予算（第1号）の議決についてであります。

質疑、討論はなく、採決の結果、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決定をいたしました。

次に、議第16号、令和元年度葛城市後期高齢者医療保険特別会計補正予算（第1号）の議決についてであります。

質疑、討論はなく、採決の結果、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決定をいたしました。

次に、議第17号、令和元年度葛城市水道事業会計補正予算（第2号）の議決についてであります。

質疑では、葛城市は県水を利用しないといけないのかという問いに対しまして、渇水の時期に影響が出てくる。夏場には農業用水もあり、水道水として使用する量が限られてくるという答弁がありました。

討論はなく、採決の結果、全会一致で原案のとおり可決するものと決定をいたしました。

以上でございますが、このほかにも、各委員から活発に質疑がなされ、数多くの意見、要望が出されたことを申し添えまして、予算特別委員会の報告といたします。

下村議長 以上で予算特別委員長の報告は終わりました。

これより、委員長報告に対する質疑に入ります。

質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

下村議長 質疑ないようですので、質疑を終結いたします。

これより討論、採決に入りますが、討論、採決は1議案ごとに行います。

日程第12、議第12号議案について討論に入ります。

討論はありませんか。

6番、谷原一安君。

谷原議員 日本共産党の谷原です。私は、議第12号、令和元年度葛城市一般会計補正予算（第4号）に反対の立場で討論いたします。

今年度最終の補正予算として、年度末の予算調整、決算に向けての予算調整としての補正のほかに、新たな事業費として、8款教育費の小学校費及び中学校費におきまして、先ほど予算特別委員長から報告がありました、GIGAスクール構想、校内通信ネットワーク整備委託料が、小・中学校合わせて1億8,000万円余り計上されております。このGIGAスクール構想におきましては、この補正予算にとどまらず、次年度以降の一般会計予算において

多額の支出を行っていく事業であります。先ほどありましたように、小・中学校の児童生徒一人一人にインターネットの端末を利用できる環境をつくるということでもありますから、その端末を順次購入していくために毎年予算が計上されていきます。したがって、こうした大きい予算を議決することについて、この補正予算の審議というのは、私はなじまないと考えます。これは、国の事情で今年度末に、突然こういう事態になったわけでありまして、しかし、国の方も全ての小・中学生と言っているわけでもありますから、一度落ちついて、葛城市の財政事情のことも考えながら検討すべきではないかと考えます。

具体的に申し上げますが、小・中学校では、令和2年度から新学習指導要領に基づいて、小学校では英語教育や、あるいはプログラミング教育などが始まります。先生方は大変現在でも多忙であります。土日の部活動指導など、教職員の長時間労働が社会的な問題にもなっております。そうした中で、今回、新年度にGIGAスクール構想によるハード面の整備を進めても、そのハードだけでは教育はできません。その教育を行うためには、教育課程の中で年間事業計画において、1つ1つの授業の、どこでどういうふうにこういう授業を行っていくか、そうしたことを先生方は検討していかなければなりません。また、そうした教材の開発など、こうした端末を教育に利用する上では、大変な労力も時間もかかるわけでもあります。ハードを先行させることで、ますます現場の先生方の負担を増すことにはならないでしょうか。さらに言えば、今年投資したとしても、そうした結果を十分生み出せるとは、私は考えられません。こうした授業を導入するのであれば、ハード面の整備だけでなく、現場の先生方を支援するための教育環境を整備する。そうした予算づけもしっかりと考えて、こうした予算を決定していくべきだと私は考えます。そのためには、本来は本予算の中でしっかりと議論すべきであったと思います。まず現場の体制を整えて、その上で予算を伴う教育効果を上げるために必要な審議を尽くしてからでも遅くはないと思います。このGIGAスクール構想につきましても、5年間でパソコンあるいは端末をそろえても、5年後には再度また更新をしていくというふうなことになります。今後本当に多額の費用がかかるわけですから、その費用に見合うだけの教育効果が上がるような、ソフト面での議論の先行を私は強く望むものであります。こうした今年度負担の発生する予算、さらには現場がまだ十分受け入れてない、そういう状態でのこうしたハード整備については、私は時期をずらすべきであろうと考えます。

以上の理由で本補正予算に反対いたします。

下村議長 ほかに討論はありませんか。

5番、松林謙司君。

松林議員 議第12号、令和元年度葛城市一般会計補正予算（第4号）の議決について、賛成の立場で討論をさせていただきます。

今回の一般会計補正予算は、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ5,778万8,000円を追加して、歳入歳出それぞれ155億204万円とするものでございます。内容につきましては、国の補正予算に素早く対応された成果といたしまして、ため池浸水想定地域解析事業や橋りょう補修事業、流域対策施設整備事業、小・中学校におけるGIGAスクール構想、校内通信

ネットワーク整備事業、磐城小学校附属幼稚園整備事業等が盛り込まれ、教育や災害対策、安心・安全なまちづくりのため、補正予算となっています。また、例年3月の補正予算で減額いたします執行残等の不用額についても減額計上していただいております。今後におきましても、国、県の補助金等を活用することにより、一般財源からの支出をできる限り抑えていただくことを強くお願いいたしまして、私の賛成討論とさせていただきます。

下村議長 ほかに討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

下村議長 討論ないようですので、討論を終結いたします。

これより、議第12号議案を電子表決システムで採決いたします。

お諮りいたします。

本案に対する委員長報告は可決であります。本案を委員長報告のとおり可決することに賛成の議員は賛成のボタンを、反対の議員は反対のボタンを押してください。

(押しボタンにより表決)

下村議長 ボタンの押し忘れはございませんか。

(「なし」の声あり)

下村議長 押し忘れなしと認め、確定いたします。賛成多数であります。よって、議第12号は原案のとおり可決されました。

次に、日程第13、議第13号議案について討論に入ります。

討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

下村議長 討論ないようですので、討論を終結いたします。

これより、議第13号議案を採決いたします。

本案に対する委員長報告は可決であります。本案を委員長報告のとおり可決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

下村議長 ご異議なしと認めます。よって、議第13号は原案のとおり可決されました。

日程第14、議第14号議案について討論に入ります。

討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

下村議長 討論ないようですので、討論を終結いたします。

これより、議第14号議案を採決いたします。

本案に対する委員長報告は可決であります。本案を委員長報告のとおり可決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

下村議長 ご異議なしと認めます。よって、議第14号は原案のとおり可決されました。

次に、日程第15、議第15号議案について討論に入ります。

討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

下村議長 討論ないようですので、討論を終結いたします。

これより、議第15号議案を採決いたします。

本案に対する委員長報告は可決であります。本案を委員長報告のとおり可決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

下村議長 ご異議なしと認めます。よって、議第15号は原案のとおり可決されました。

次に、日程第16、議第16号議案について討論に入ります。

討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

下村議長 討論ないようですので、討論を終結いたします。

これより、議第16号議案を採決いたします。

本案に対する委員長報告は可決であります。本案を委員長報告のとおり可決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

下村議長 ご異議なしと認めます。よって、議第16号は原案のとおり可決されました。

日程第17、議第17号議案について討論に入ります。

討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

下村議長 討論ないようですので、討論を終結いたします。

これより、議第17号議案を採決いたします。

本案に対する委員長報告は可決であります。本案を委員長報告のとおり可決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

下村議長 ご異議なしと認めます。よって、議第17号は原案のとおり可決されました。

次に、日程第18、議第18号議案を議題といたします。

本案は予算特別委員会に付託されておりますので、本案に関する審査の結果報告を委員長に求めます。

10番、岡本吉司君。

岡本予算特別委員長 去る3月6日の本会議におきまして予算特別委員会に付託されました令和2年度当初予算10議案につきまして、17日、18日、19日、23日の4日間にわたり委員会を開催し、慎重に審査いたしました。そのうち、議第18号、令和2年度葛城市一般会計予算の議決について、審査の概要をご報告申し上げます。

歳出の総務費では、総務管理費の中の公用車購入費として842万4,000円が計上されているが、この内容と使用目的という問いに対しまして、公用車としてPHEVという電気とガソリンで動くハイブリッドカー2台分の費用である。災害時には電源供給車として、いち早く避難場所に乗り入れることが可能である。また電気がなくなっても、ガソリンがある限り発

電することができるというメリットがあり、新庄庁舎と當麻庁舎に1台ずつ配備する予定であるとの答弁がありました。

他の委員からは、三郷町のように特定の自動車会社と災害時において電源供給車を無償貸与するという協定を結んでいる事例もあるが、本市は、このような災害協定で対応することができなかつたのかとの問いがありました。常時公用車として使用しながら、非常時にも併用できるものとしての視点から予算づけを行ったものである。今後は公用車の買い替えに当たっては、電気自動車を優先して、災害時に対応できる車に買い替えていくという方針をとっておる。今回の公用車の購入は、この考えに沿って配備するものであるとの答弁がありました。

また、総務管理費、市有財産管理事業の公共施設再配置検討支援委託料として2,000万円が計上されているが、その内容はという問いに対しまして、築後51年を経過した當麻庁舎の老朽化の状況を踏まえ、當麻庁舎を含む周辺施設及び新庄庁舎との再編の方向性を検討する必要があり、執務を行う職員みずから役割分担を検証し、利用者にとってよりよい方向性を検討していけるよう、アドバイザー業務等を委託するものである。具体的には、施設管理者を対象とした職員研修、職員によるワーキンググループの設置、民間活力導入に係る市場調査、再配置に要する改修費用の試算、再配置基本構想の策定などの支援を考えているとの答弁がありました。

他の委員からは、再配置を検討するに当たり、県とまちづくり包括協定を締結し、県の施設を活用するなど、内容は入っているのかという問いがありました。まずは老朽化している當麻庁舎にある行政機能をどのように再配置するかについて検討していきたいと考えている。包括協定締結などのまちづくりに関することについては、また別の課題として検討すべきものと考えているとの答弁がありました。

この答弁を受けて、當麻庁舎周辺の施設と新庄庁舎との再編をどのようにしていくのか。将来的な全体構想を考える中で、県と協働できる部分の活用についても検討内容に取り上げていただきたいとの要望がありました。

次に、民生費では、児童福祉費の中の乳幼児医療費扶助として5,680万円が計上されているが、前年度当初予算より830万円の増額となっている理由はという問いに対しまして、未就学児について、令和元年8月から、医療機関での窓口支払方法が、自動償還払から現物給付払に県下一斉に変わった。予算計上するに当たり、幾つかの市町村で今回と同様の現物給付払に変更したときに、医療機関への受診率が1.14倍に増えたという統計が4年前の社会保険旬報に載っていたことを受け、今年度の決算見込額の1.14倍が増加したものと想定し、計上させていただいたという答弁がありました。

次に、衛生費では、保健衛生費の中の新生児聴覚スクリーニング検査費用助成金99万円が、新年度、新たな事業として導入されているが、その内容はという問いに対し、新生児聴覚スクリーニング検査については、支援が必要な子どもを早期に発見し、適切な支援を行うことで聴覚障害による影響を最小限に抑えられ、コミュニケーションや言語の発達が望まれるものである。検査方法は、自動聴性脳幹反応検査、耳音響放射検査の2種類があり、検査時期

は、おおむね生後3日以内にする初回検査と、そこで要再検であった児童を対象に、おおむね生後1週間以内を実施する確認検査がある。この初回検査に関して、1人当たり3,000円の助成金を償還払で支払う予定である。来年度の出生数を330人と想定し、全ての子どもが受検すると見込み、99万円を計上させていただいたという答弁がありました。

この答弁を受け、委員からは、検査は任意検査か。また、その周知方法はという問いがあり、検査は保護者の判断による任意検査である。周知については、県下の産科医療機関等では、出産された保護者に必ず検査を受検されるよう案内がある。また、市としても、妊婦届提出のときに個別面談を実施しており、妊婦、出生、育児に関する話をする中の1つで、新生児聴覚検査があることを説明しているという答弁がありました。

次に、農林商工費では、農業振興事業のゆめフェスタ in 葛城補助金が、昨年度よりも180万円増額になっている理由はという問いに対しまして、今回の増額分は、テントの設営、机や椅子の設置と撤去を外注するための費用である。これまではイベント開催期間の前日から終了した翌日にかけて、各部署の職員の協力のもと準備と片づけを行っていたが、連続した休日出勤による職員の負担が大きく、職員のみで続けていくのは難しいと判断したためであるという答弁がありました。

また、他の委員からは、職員の負担を軽減するという点については理解できるが、財政が逼迫している中で、現在市が取り組んでいる事業を全体的に見直さなければ、今後予算が組めない状況になるのではないかと意見がありました。現在継続しているイベントについて、一定の精査を行った中で残っているものである。精査は都度必要であると考えている。職員の残業や休日の出勤の労力を考えると、外注という方法もあるのではないかと考え、外注するコストと職員の人件費はほぼ変わらないとの理由から外注を選択したものである。また、市として全体の予算規模は年々上がっているが、中には期限付の事業なども含まれている。一方で、できる限りの節約も行っているため、来年度予算が組めない状況になることはない。行政は継続していくとの答弁がありました。

次に、土木費では、社会資本道路改良事業の市道新町・柳原線改良工事とは、どのような事業かという問いに対しまして、新村工業団地の中心部を横断する670メートルの道路を拡幅するもので、この道路は県道樫原新庄線のバイパス路線でもあり、大型車の通行量も多いため、既存の道路を効果的に活用し、道路の拡幅を行うことで、京奈和自動車道御所ランプへのアクセス向上を図るとともに、工業地域における物流の活性化と工業系ゾーンの利活用を視野に入れた環境の整備をする事業であるという答弁がありました。

さらに、道路を拡幅することで新たな事業者の誘致ができるのか。なぜ今この時期に事業を行う必要があるのかという問いがありました。従来より、この工業系ゾーンは、工場の立地が難しいという条件があったが、県の関係機関と協議を続ける中で条件緩和の方向性がついてきたこと、また、令和4年度末までに完成が見込める区間があれば補助率等が高くなるため、有利な財源で事業執行を行いたいとの理由から令和2年度に着手するものであるという答弁がありました。

続いて、なぜ平成29年の都市計画マスタープランに明記されていない事業が急に出てきた

のか。総額は幾らなのかという問いがありました。新町・柳原線は、都市計画マスタープランに位置づけられる幹線道路でないため、平成29年のマスタープランには記載していない。また、事業費としては総額5億2,000万円と試算しているという答弁がありました。

この答弁を受け、本当に総額5億2,000万円のできるのか。金額は増えていかないのか心配である。この事業の緊急性が感じられない中で、道路を拡幅してほしいという声はほかにもあるのに、優先順位がどうなっているのか。また人口5万人チャレンジの事業として掲げられているが、市街化区域に道路をつけた方が、住宅が建ち、人口が増えるのではないか。説明の機会が足りない中でどのように審議をすればよいのかわからないといった意見も出てまいりました。

最後に、大字新村の方々の認識はどうであるのかという問いに対し、大字説明会を行ったところ、事業についておおむね納得されているとの答弁がありました。説明会では了解されてのことだが、住民がどのように理解をしているのか気がかりである。住民の声をしっかり聴いていきたいとの意見も出てまいりました。

次に、消防費では、消防団屯所管理事業について、測量設計等委託料700万円及び工事請負費1億9,080万円が計上されているが、今までの事業の経緯について伺いたいという問いに対しまして、昨年度の当初予算で5カ所の消防団屯所の測量設計委託料及び第1分団と第5分団の屯所の管理委託料及び工事請負費を計上させていただいたが、工事費が不足することが判明し、昨年12月議会で増額補正等をお願いした。その中で、その他の3カ所の屯所の工事費も含めて債務負担行為を計上していたが、第1と第5分団の屯所の工事については、操法大会等もあり、早期の完成を目指す必要があったため、2つの屯所については先行して1月末に一般競争入札で入札公告をしたが、不調に終わった。現在は5カ所の屯所の工事をあわせて入札等の準備を進めている。この事業は、国の緊急防災・減災事業債を活用しており、令和2年度までに完成する必要があるため、全力を挙げて取り組んでまいりたいという答弁がありました。

これを受け、委員からは、大きな事業であり、担当課の職員だけで令和2年度中に完成するのは大変なので、応援体制を整え、事業を進めていただきたいという意見がありました。

次に、教育費では、GIGAスクール構想について、タブレット端末の導入をどのように計画されているのかという問いに対し、令和5年度までに約3,500台のタブレット端末を、小学生、中学生全ての児童に導入する計画を立てている。来年度については、當麻、新庄北、忍海小学校は各40台、新庄、磐城小学校及び中学校は各80台の導入を予定している。使用方法は、学年を固定するのではなく、各学年や特別支援教室、部活動等で使用方法を検討、研修を重ね、徐々に利用を増やし、令和5年度までに使用形態が完成するよう有効利用していきたいという答弁がありました。

さらに委員からは、タブレット端末に係る一般財源の支出は幾らか。また端末の調達方法はどういう問いに対しまして、教材備品購入費の中のタブレット端末代の総額が2,743万9,000円である。財源内訳は、端末160台分、720万円が国庫補助金として入る予定なので、一般財源の支出としては2,023万9,000円となる。また、県内の市町村の多くがGIGAスクール構

想を導入されるため、現段階での端末の調達方法は、補助対象機器については県の共同調達で購入することになると思われるが、補助対象外の購入分については、各自治体で買うか、県の共同調達になるかは不明であるという答弁がありました。

次に、公債費では、公共事業整備のため過年度に借入れた市債の金融機関への元金償還金が、前年度予算と比較して2億1,800万円の増額となっているが、公債費のピークの見通しはという問いに対しまして、平成30年度の決算額でシミュレーションした結果、令和4年度がピークと想定しており、元利償還額でおおむね19億円と見込んでいるという答弁がありました。

次に、歳入では、市税のたばこ税で2億4,400万円が計上されているが、前年度当初予算より1,400万円の増額となっている、この理由はという問いに対しまして、平成30年度の決算額、令和元年度の決算見込額を参考に算出したものである。喫煙場所の制限や健康志向、値上がり等の理由により、たばこの本数についてはやや減少を見込んでいるが、税率の引上げの影響により税額は伸びているという答弁がありました。

また、太陽光発電電力売却収入について、その内容はという問いに対し、新庄幼稚園に設置している太陽光発電設備で発電した電気を売却している。月1万5,000円の12カ月分を計上している。歴史博物館にも太陽光発電を設置しているが、こちらで発電した電気はほとんど自家消費している状況であるという答弁がありました。

この答弁を受けて、令和2年度に二酸化炭素排出抑制対策事業で整備する施設の分は計上しないのかという問いに対し、新庄庁舎の太陽光発電、ゆうあいステーションのコージェネレーションシステムは、防災・減災を目的に設置するものなので、発電した電気の売却はせずに、日常の自家消費とする予定であるという答弁がありました。

最後に、総括質疑では、令和2年度一般会計の当初予算編成に関して、葛城市の財政状況や人口5万人チャレンジに関する主な事業について、理事者の考え方について質疑がなされました。総括質疑の終了後、令和2年度葛城市一般会計予算について、リサイクル施設管理及び資源ごみ収集に関するごみ焼却施設運転管理委託料の一部を減額する修正案と市道新町・柳原線改良事業に該当する予算を減額する修正案が委員より提出され、それぞれの提案者から説明を受け、修正案に対する質疑の後、議員間討議が実施されました。議員間討議終了後に討論に入り、一般会計予算の原案に賛成と修正案に賛成の討論があり、討論終了後、まず市道新町・柳原線改良事業に該当する予算を減額する修正案に対する採決の結果、賛成多数で可決すべきものと決定をいたしました。

続いて、ごみ焼却施設運転管理委託料の一部を減額する修正案に対する採決の結果、賛成少数で否決されました。引き続き、市道新町・柳原線改良事業に該当する予算を減額する修正議決した部分を除く原案に対する採決の結果、賛成多数で可決すべきものと決定し、議第18号は修正可決すべきものと決定をいたしました。

以上でございますが、そのほかにも各委員から活発に質疑がなされ、数多くの意見、要望が出されたことを申し添えて、予算特別委員会の報告といたします。

下村議長 以上で議第18号に関する予算特別委員長の報告は終わりました。

これより、ただいまの委員長報告に対する質疑に入ります。
質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

下村議長 質疑ないようですので、質疑を終結いたします。

これより、議第18号議案に対する修正案を含む討論に入ります。

まず、原案に対する賛成討論の発言を許します。

討論はありませんか。

5番、松林謙司君。

松林議員 議第18号、令和2年度葛城市一般会計予算について、賛成の立場で討論をさせていただきます。

国の景気は回復傾向にあると言われてはいますが、依然地方を取り巻く財政状況は厳しい中、葛城市の令和2年度一般会計予算額は167億8,800万円となり、前年度より12億4,857万8,000円が増額となっている積極的な予算ではあります。市長の、活気あるまちづくりを前面に出された5万人チャレンジでは、子どもの医療費扶助事業で高校生までの医療費を助成し、保育施設整備計画策定事業や新庄小学校区学童保育所整備事業、保育補助者雇い上げ強化事業等、増加する乳幼児に対する事業も組み込まれております。また、葛城市の将来を担う児童・生徒のためにGIGAスクール構想事業や、こども・若者サポートセンターによる巡回相談強化事業等、先を見据えた教育や健全な成長のため、事業も組み込まれています。

令和元年度に引き続き、市長の市政方針の大きな柱でございます、災害に強いまちづくりにつきましても、災害時電源供給車購入事業や地球環境にも配慮した新庄庁舎太陽光発電・蓄電池及びゆうあいステーションコージェネレーションシステム設置事業、小・中学校体育館大型スポットクーラーによる空調整備事業、その他、教育施設の耐震関係事業等、安心・安全なまちづくりに関する事業も盛り込まれております。これらの事業については、高額なものが多くあることから予算規模が大きくなっておりますが、国の補助金や有利な起債等を利用されているということで、極力一般財源を抑えた予算となっております。

本予算については、住みよいまちづくり、また安心・安全なまちづくりにより、にぎわいのある、活気あふれるまちにしようとする市長の強い思いを感じる予算であり、また市民にとりましても大切な予算が盛り込まれていると感じられます。将来には必ずこの予算に基づく事業の効果により、さらに市民が安心し、暮らし続けることができる、安心と安全という価値を生むことが期待のできる予算であると感じられます。しかしながら、今後、市財政上、経常収支比率の上昇も十分懸念をされます。今後、市の財政上のこのような課題の克服も考慮をいただきながら、厳しい財政状況ではございますが、みんなの力で住みよい葛城市の実現に向け、市長以下、全職員が一丸となり、全力を尽くしていただくことを要望いたしまして、私の賛成討論といたします。

下村議長 次に、原案反対、修正案反対の討論はありませんか。

谷原議員。

谷原議員 日本共産党の谷原です。私は、議第18号、令和2年度葛城市一般会計予算及びその修正案

に、いずれも反対する立場で討論いたします。

まず最初に、原案についての意見を述べさせていただきます。先ほど松林議員からもありました、令和2年度葛城市一般会計の歳出歳入予算は167億8,800万円。前年度が155億3,000万円でしたから、約12億4,000万円の増加、積極財政という言葉が使われましたけれども、そうした財政となっております。こうした財政規模が、現在の葛城市において適切なもの、妥当なものかどうかということについて私は疑いを持っております。葛城市の財政は、前市長が予算編成をした4年前の年の財政では、決算ベースで186億円の支出となっております。大変膨らみました。そのときに経常収支比率が、その前年度の90.6%から96.8%と大変大きく財政の硬直化が、前市政の最終年度の予算で進んだわけであります。阿古市長は前市長と交代されたわけですが、こうした財政について合併バブルというふうに名づけられて、市長が初めて予算編成をされました平成29年度予算では149億8,200万円、150億円を切る予算編成をされました。平成30年度は更に削って145億5,700万円。これは当初予算であります。消防等の問題で修正予算が通りましたから、更に減額になりましたけれども、歳出歳入予算の適正化に努められたわけであります。ご存じのように、合併してから15年間は国による財政の優遇措置がございます。葛城市は、現在16年目に入ろうとしておりますが、葛城市は、合併特例債として99億9,000万円を利用いたしました。有利な合併特例債とはいえず、後年度に公債費として返還していかなければなりません。また地方交付税におきましても、合併してから15年間は優遇措置がございます。昨年度の予算審査の中で、合併による優遇措置、地方交付税が一本算定になることによって、幾ら葛城市の減収を見込みますかという問いを私は投げかけました。7,400万円ほど減収になるだろうという答えでございました。全国的に見ますと、合併の後、財政悪化に見舞われて苦勞している地方自治体がございます。それは、合併によって膨らんだ財政を適正な規模にソフトランディングしていくことに失敗した自治体であります。

今、葛城市はどうでありましょうか。先ほど述べましたように、阿古市長は、最初の2年間の予算編成で大変努力をされました。しかしながら、それでも、平成29年度、平成30年度、そして昨年度、この年度末でまだ見込みでありますけれども、実質単年度収支は赤字、財政調整基金を取り崩して何とかしのぐ、あるいは市債の発行を増やすということで対応されてきております。大変厳しい財政事情になっているということであります。そうした流れの中で、先ほど来からあります、この令和2年度の一般会計予算が組まれた。大変積極財政ということで、前年度12億円増でございます。更に言いますならば、阿古市長が歳出抑制に努めた平成30年度予算から比較すると、更に20億円以上財政が膨らんでいるわけであります。こうしたことを私はいつまでも続けることはできないと考えます。ちなみに、葛城市の市債の発行残高は200億円を超えております。葛城市の標準財政規模は約98億円、2倍以上の市債を抱えることになりました。私は財政問題について、いろいろな教科書を見ますけれども、大体100%、標準財政規模とほぼ同等の市債残高か、小都市にあっては1.5倍というふうな市債残高が適正だというふうな、そうした教科書を見ましたけれども、しかし、それをはるかに超える市債残高を抱えております。そのために、先ほど予算特別委員長が報告されました

ように、その返済のための公債費、これが年々増えております。昨年度と比べて2億円増えた、2億1,000万円増加している、そういう予算になる。さらには令和4年度には、ピークとして19億円の公債費となります。そうしたことが予算特別委員会で審議されました。つまり、歳入歳出予算の1割以上の借金返済、公債費が毎年義務的に出ていくわけでありまして。

収入は、先ほど申し上げましたように、合併特例の措置がなくなって減収となってきております。では歳出が絞り込めているのかという問題であります。1つ1つの施策は、本当に市民の生活を向上させ、安全を守り、教育を充実させる施策が取り組まれております。先ほど原案賛成者の議員が述べたとおりであります。1つ1つの施策に私は反対するものではありませんが、しかし、現在の葛城市の財政状況からすると、こうした事業の優先順位をしっかりとつけて、そして計画的にやっていくべきものだと考えます。各ご家庭でも、欲しいものがあるからということで貯金を取り崩し、借金をして、いつかそういうものを買えば、後々大変になることは当然なのであります。したがって、葛城市の今の財政事情にふさわしい、優先順位をつけて、もっと私は予算全体を絞り込むべきであるという立場に立っております。

とりわけ、今回、次の3つの歳出につきましては、国の政策によって葛城市に、言ってみれば、葛城市がやらざるを得なくなってしまうものであります。したがって、その支出も、今年だけではなくて来年度、再来年度、それ以降も支出を膨らませる大きな要因となっております。1つは、会計年度任用職員制度であります。これが国の制度改正によって、来年度から、新年度から新しい制度導入となりました。同一労働同一賃金の考え方から、劣悪であった公務職場の非常勤職員の待遇を改善するという、そうした目的で実施されるものであります。決して十分な待遇改善ではありませんけれども、契約を継続することで正職員と同様に昇給ができる制度となっております。当然、人件費の増額部分と、国が全額見てくれるかという、これは見てくれないわけですので、葛城市の負担が、後年度負担、次第に増加していくことは明らかであります。

2つ目は、保育の無償化でございます。これも国による政策でありました。昨年10月の消費税引上げに合わせて実施されましたが、今年度10月以降は全額無償化に係る費用を国が負担しておりますけれども、新年度からは葛城市が4分の1負担となります。地方消費税の増収分もありますけれども、こうした保育の無償化にかかわる葛城市の負担、葛城市は、現在子育て世帯の転入が続いております。保育無償化による後年度負担が次第に財政を圧迫することは明らかであります。

3つ目は、先ほど述べましたGIGAスクール構想であります。これについても、後年度、端末の購入、さらには、更新とせずずっとこれを財政上面倒を見ていくことになってまいります。こうした事業は国の施策でありますから、当然引き受けてやらざるを得ないわけでありまして。こうした財政の後年度負担の膨らみを考えるならば、今年度につきましては、市が実施する、市独自で考えてやる、そうした事業、たとえ国の補助がたくさんあるとしても、考えるべきではなかったでしょうか。校舎の耐震化などは、その年にやってしまえば後々費用が発生することはありませんけれども、新たな事業をすることで後年度に継続的に負担す

るような事業については、もっと慎重にやるべきだし、そうした事業をやるときには、それこそ選択と集中、何かを削って、特定のものにしっかりと、それをやっていると、そうした時代になってきております。そうした中で、何でもかんでも市民の皆さんの要求を聞くことができない今の葛城市の現状、財政状況だと私は考えております。

さて、議案に反対するもう一つの大きな理由がございます。私が一般質問の中で、12月定例会、そして本定例会におきまして、2回、一般質問で葛城市における資源ごみ等の処理事業費について質問してまいりました。前市政のもとで3年の長期契約が、今年度末で切れまします。そのことに当たって集中的に取り上げたものでありますけれども、大変不透明な契約内容である。そもそも契約の積算金額の積算根拠が、業者からは出されていないし、そして市自身の積算根拠も、私拝見いたしましたけれども、大変ざっくりしたものであります。こうした問題を議会でも取り上げたわけですが、私が驚いたのは、予算書の体裁であります。つまり、私がこうして一般質問でも取り上げたにもかかわらず、資源ごみ収集運搬処理事業費については予算書の中に全く出てきません。なぜならば、可燃ごみ処理事業の中の焼却炉運転管理委託料の中に、こうした金額が紛れ込まされていたからであります。こうしたことが前市政のもとで行われた。そうした予算書を引き継いで出してこられた。これではきちっとした審議ができません。そのことを私は予算特別委員会で強く申し上げましたけれども、口頭による説明のみでございました。私は、本当に公正・公平な政治を目指す、そして行政の透明化を図っていくというのは、今後、市財政がますます窮屈になる中で、場合によっては市民の方々に負担を迫らなければならないときに、こうした財政についてしっかりと透明化を図っていくことは大変重要だと思っております。資源ごみについて私が取り上げてまいりましたのも、本当に市民の皆さんは、分別のために、ごみの減量化のために大変努力されておられます。その中で非常に高騰するこうした経費、これをどう抑えるかについて、しっかりと透明化された資料を出されることこそ、本当に市民の信頼に応える予算になると考えます。

以上の理由で原案に反対いたします。原案に反対ですから、修正を一部しても反対ということになるわけですが、そういう形で、私は、原案に本当に全面的に、抜本的に考えてほしいという立場で原案に反対し、それゆえに、一部修正があるとしてもそれは納得できませんので、原案反対、修正案反対の立場で意見を述べさせていただきました。

下村議長 次に、原案賛成の討論はありませんか。

3番、吉村始君。

吉村始議員 議第18号、令和2年度葛城市一般会計予算につきまして、賛成の立場で討論をいたします。2点に絞って述べます。

まず、社会資本道路改良交付金事業の中の、新町・柳原線道路改良工事につきまして私の意見を述べます。本市の財政状況を見たときに、今後非常に厳しい財政状況であります。この状況を脱するには、企業を誘致して市の財源を増やすことも、方法の1つとして大切なことでもあります。この道路整備工事の実施は、工場誘致をするために行われるものであります。今回、工事の行われる地区を含むところは、合併前は新庄町だったわけですが、

合併前の新庄町時代、近隣市町から見て、財政が安定しており、財政力指標も高く、経常収支比率が低い数字であるということでもあります。近年、奈良県の荒井知事が、工場誘致を積極的に行われています。これまでも歴代の首長は、それぞれ工場誘致をされてまいりました。しかし、吉川市長の後は、市内の工場拡張があったものの、大規模な工場誘致は行われておりません。もっと積極的な工場誘致を行う必要があります、その前提として本道路整備が行われることが必要不可欠であるというふうに考えます。

続きまして、先ほど谷原議員の討論の中で、原案に反対する理由の1つとしておっしゃっていたものでありますけれども、ごみ焼却施設運転管理委託料についてであります。私は委員外議員として傍聴しておりましたけれども、梨本議員が委員の1人として参加をされておりました。梨本議員は、この方面について極めてよく研究をされていて、詳しい専門的知識豊富な方でありますけれども、その梨本議員が、この積算根拠などの不透明さについて追及をされておりました。私も、聞いております限りにおきまして、梨本議員の主張は大変具体的であり、説得力がありました。それに対する理事者のお答えは、残念ながら十分なものではなかったというふうに考えます。結果、否決はされましたけれども、梨本議員が修正案を出されるに至ったというのは、周知のことです。このことにつきまして理事者側は重く受けとめてほしいと思いますし、行政は、今後もより意を尽くして、説明、対応するように求めるものであります。この上で、とは言いましても、私としては、市政の停滞は誰の得にもならないと。特に市民にとっても、職員の皆様にとっても、ということでもあります。そこで、市長が常々おっしゃっています市民第一という言葉に強く共感する1人といたしまして、苦渋の選択として原案に賛成するものであります。

以上であります。

下村議長 次に、修正案賛成の討論はありませんか。

9番、増田順弘議員。

増田議員 私、議長からお許しをいただきまして、修正案賛成の立場で討論をさせていただきます。

新年度予算、一般会計予算につきましては、前年度より12億5,000万円増の167億8,800万円となっております。全体としては、施政方針にもありましたように、広く市民の皆さんに配慮した結果であるというふうに思われるところでございます。しかしながら、本市の財政状況を見ますと、平成30年度決算につきましては、市財政では最も重要とされる指標でございます経常収支比率が98.9%というふうになっており、前年度より3.3%、10年前から見ますと7.7%の悪化した状況でございます。財政の硬直化が進んでおるといふ監事監査の評価も指摘をされておるところでございます。それにもかかわらず、令和2年度の予算編成につきましては、財政の健全化に向けた姿勢、これが見当たることができません。また市長の施政方針の中にも、財政の健全化、コスト意識の言葉が見当たらないと、こういうふうな状況でございます。このままでは経常収支比率100%を超えることも懸念されると、こういうふうな状況でございます。

また、先ほどから議論になっております予算の中におきまして、特に問題と思われまはすのは、修正案で出ております市道新町・柳原線改良事業でございます。この辺の土地は第1種

農地であるというふうに伺っております。市の都市計画マスタープランでは、一方、工業系ゾーンとして位置づけられておられるという場所でございます。今後企業誘致をするために必要な事業として予算化されておられるということは承知をしております。また私も、この地域を工業ゾーンとして企業誘致をすることには、専ら賛成の立場の人間でございます。しかしながら、先ほども申し上げましたように、現状は第1種農地であるということで、そもそも転用は認められないということになっておられる場所というふうに伺っております。道路網の整備に当たっては、京奈和自動車道、それから大和高田バイパス、この進捗に伴いまして、市内の生活道路環境につきましては悪化の一途をたどっておられるという状況でございます。そういう状況の中、各地域からは、また市民の皆さんからは改善を求められておると、こういう状況でございます。しかしながら、優先順位として、このような状況改善を求められる声にも耳を傾けず、実態調査すら手をつけておられない。このことに関して、先ほど谷原議員からおっしゃられました、優先順位はどこにあるのかということに対して、私は疑問を呈しておるところでございます。企業誘致して、工場の建てられる見込みのなっていないエリア、この状況の中での道路改良事業は時期尚早ではないでしょうか。

2018年9月の私の一般質問、阿古市長は、この工業ゾーンの土地は、市長みずから、第1種農地を含んでおるので、この問題をクリアするのに年数がかかるので、環境を壊さないところで工業誘致を進めると、こういうふうに工業誘致の進め方を具体的に述べておられます。また、この事業に関しましては、議会におきましては、12月の総務建設常任委員会におきまして、この道路の設置についての説明をされたのみでございます。厚生文教常任委員会の委員の皆さん方におかれましては、この内容についての説明はないままに予算の審議という状況になっておるところでございます。過去において、この周辺の農地につきましては、非常に農業に適した優良な農地であるということで、土地改良事業にも補助金を投入され、そのことによって第1種農地という位置づけをされたということであるのかなと認識をしております。にもかかわらず、今度は工業に適した土地であるということで道路を設置しようと言われておるところでございます。このようなことで、この第1種農地の指定を外す解決策がどこにあるのかということに、私は疑問と不安を持っているところでございます。

先ほどもありました、市民第一を挙げておられます阿古市長におかれましては、非常に配慮した、先ほども申し上げました、当初予算の予算組みではございますが、市民生活に支障を来しておる道路整備に関して先に目を向けていただきたかったということでございます。一方、見通しの立っていない工業系ゾーン、道路改良は、現時点では見直すべきではないでしょうか。そういう理由から、私はこの修正案に賛成の立場で討論とさせていただきます。

下村議長 ほかに討論はありませんか。

8番、川村優子君。

川村議員 それでは、令和2年度葛城市一般会計予算、減額修正案に対して賛成の立場で討論をさせていただきます。

今回の一般会計予算は、災害に強いまちづくり事業として、消防団の屯所管理事業や耐震改修促進事業など、市民の安全・安心の確保を目指す事業が多く盛り込まれています。また、

近年の高温気象による熱中症への対策についても、空調設備の整備も積極的に進められ、また将来を見据えると、子育て環境の整備や国が推奨していくICT教育の準備を進めるに係る予算などの教育関係については、その必要性から認めていかざるを得ません。これらの内容については、一定評価をいたします。しかしながら、土木費における市道新町・柳原線改良工事につきましては、問題があると考えています。この改良事業のエリアは、平成18年から工業系誘導ゾーンとして、一定の条件をクリアさえすれば、市の都市計画上、工業系土地利用の誘導ゾーンとして位置づけておりますが、この地域は、そもそも農業振興地域、つまり第1種農地であります。これまでも過去から、工場誘致の条件を整備していくにも、農業上の問題、課題がありました。葛城市の南部地域のまちづくり目標は、良好な田園環境と活力のある産業が調和した地域とされており。ほかにもこのような市街化調整区域内の工業系誘導ゾーンは、新町のゾーンに3ヘクタール、薑ゾーンとして4ヘクタールの場所があります。そして、近くに走る県道樞原新庄線については、県が、京奈和道へのアクセス道として、既存の工場地の利便性の充実に図るために道路改良、歩道整備を進めており、県と連携したまちづくりを着々と進めておられます。そのような中で、市の単独事業として、今回の整備事業は、土木費、道路橋りょう費のうち、社会資本整備総合交付金事業として役務費が100万円、委託料で8,500万円、合計、事業費は8,600万円が計上されていますが、この地域を準工業地域へ地域指定するためには、農地法、そういった縛りも、そして都市計画上とは別の法令の規制ということで、地元の農業者といろいろと合意形成が第一の課題であります。理事者から説明はしたと答弁はありましたが、しっかりと合意に至ったというような明確な答弁はありません。私の議員活動の中でも、この事業に、新村地域、地元の農家組合の農業者の、また納税とかに関する、そういった納税にかかわるしっかりとした説明がなされて、合意に至ったというようなことは、地元からは聞いておりません。

農業分野における奈良県との関連機関、調整を終えているのか、終えていないのか、明確な答弁は引き出せていませんが、都市計画は一体どうなっているのか。何に目的を定めているのかという、そしてどういう効果をつくるのか、どんなまちづくりにしていくのかという計画が、非常にあやふやな状況であるのではないかと。市道の拡幅だけなら、農地法上、転用許可は不要でありますけれども、農業振興地であるのに農業者の十分な理解がまずとられていない。そんな中で工業系ゾーンをつくるのかということでございます。こういった二重の網がかかっている中で、県と調整していく条件の中に農地の問題が入っていないわけがないと思います。私は、決して工業系ゾーンをつくってはいけないなど言ってるわけではありません。市が道路を整備したら工場が来てくれる。後の農業者のことは考えていないでは困るんです。大切なことは、順序なんです。市が条件を農業者と整えてから、県が都市計画に応じてくれるという、そんな運びになるのではないかと思います。ここは、もともとすばらしい農業ができる場所なんですから、農業者と合意形成をしながら進めていくべきだと言っているのです。

また2つ目の課題は、財政においても、将来にわたっても、基金の減少が懸念されます。いくら有利な起債があるといえども、また財源が確保できたといっても、今回の設計委託料

の規模から見て、また答弁からも、市道新町・柳原線改良工事が約5億円から6億円事業になるのではないかと。工場誘致自体確約できたものではまだありませんし、急いで進める必要のある事業とは全く思いません。翌年度においても、公債費はさらに2億円の増額ともなる。葛城市の厳しい財政の中で、大字要望にも多くの市道整備がありながら我慢をさせていただいている中、まだ効果の見えにくい先行投資である事業を、計画も立てず予算に計上するのは性急過ぎるし、また先ほどから出てます優先順位も考えて、市民にきっちりと説明していけるような状況、計画を立てて示していったほしいということです。この事業は、今回は見合わせるべきであって、この事業に係る設計委託料、役務費を減額し、令和2年度の一般会計予算の修正案には賛成をいたします。

以上です。

下村議長 ほかに討論はありませんか。

4番、奥本佳史君。

奥本議員 先ほど、川村議員の前に本当は手を挙げればよかった。後になって申しわけございません。討論させていただきます。

私は、議第18号、令和2年度葛城市一般会計予算について、原案賛成の立場の討論を述べさせていただきます。

まず初めに申し上げておきたいことがどうしてもございまして、お時間を下さい。今回、原案賛成という形で討論させていただくわけなんですけども、もろ手を挙げて賛成できないんです。それは、大きな理由としては、ただ1点、エビデンスと将来見通しのない5万人チャレンジ構想。これ、私、第2期総合戦略等策定委員会でも再三申し上げさせていただいたんですけども、やはりこれには無理があるということです。それと、もし、仮にこれが実現できたとしても、その後のことの、特に2点が、非常に不安に思っていることがございます。そのうちの1点、5万人達成できたとして、その人口を維持するための整備したインフラが、将来にわたって有効活用できるのか。つまり一時的に人口が5万人達成するというのではなくて、維持できないことにはそのインフラを維持管理できないということです。これがまず1点。

それから2点目として、5万人になったら交付税が増えますということで市長はおっしゃっているんですけども、交付税は、基本的にいろんな事業にひもづいた予算、財源であって、それを独自に葛城市が自由に使えるというわけではないんです。この2点から踏まえると、将来世代の負担を増やすことにつながらないかという、そういう懸念があって、5万人チャレンジに関しては非常に懸念しておるところなんです。国の方も、人口減少局面に当たって、従来なら定住人口を増やしましょうということで、Uターン、Iターン、Jターンというのを奨励してましたけども、ここに至って、総務省も含めて、この間、私、一般質問でも申し上げましたけども、交流人口とか関係人口を増やして、地域独自の税収確保を目指しなさい、構築しなさいということにかじを切ってきてるんです。そういったこともありまして、5万人チャレンジを今回ひもづけて、予算についてもろ手を挙げて応じるということとはできないんです。それが本音なんですけども、かといひまして、今この予算を否定したらどうなるか

というところなんです。市の将来とか市民の利益、そのあたりを考えたところ、やはり市を前進させていくためには、これを通すしかないかなと。そういう意味で今回の原案賛成というところに至ったわけです。これが前提です。

ここから賛成を支持するに当たっての理由、ただだと言いません。2点だけあります。1点目、これは、過去、私、6回にわたって一般質問で、教育のICTの推進という形で提案や質問をさせていただいてきたわけです。その中で、いろんな、できる範囲でやってきていただきましたが、今回、国の政策決定という非常に大きな追い風があったんですけども、本市のICT教育が大きく動き出したと。この点については非常に評価できます。もしも、これ、今やらなかったらどうなるかということを考えましたら、先ほどの委員長報告にありましたように、県内のほとんどの市町村が今回これを採択に至るということで、動きがあるということです。そのときに、葛城市が、もし、これをできなかったら、義務教育の中学校から高校に行ったときの子どもたちの、自分たちはこれ勉強してないよというのができる可能性がある。つまり義務教育の格差につながるおそれがあるという点から、これは非常に評価ができるなと思いました。

2点目としましては、今回、修正案で指摘されております新町・柳原線の道路整備事業に関してです。これについては、過去にもいろんな議員さんが、今の工業ゾーンのことを話されてまして、私も12月のときに、これは、サテライトオフィスの誘致というところの提案の前提となるところで、現在の新町、薑地区の工業地域の残りは実際どれだけなんですかということをお聞きしましたら、全体面積42万3,000平方メートルに対して、残りたった4%、しかも虫食い状態で企業誘致は望めないという回答をいただいております。そういう状況で、今回のこの事業、しかも、さっきお話ありましたように、農業に関する問題の解決に至っていない状況で、こういう形で提案があるわけなんです。そこについて、本当はどういうふうに判断したらいいかということなんですけども、先ほど申しましたように、私、5万人チャレンジに反対する理由の1つなんですけども、地域の稼ぐ力をつけていく。これは国が推進してることなんですけども、そこに合わせた場合、今回のこの提案を、地域の稼ぐ力を獲得するためにはやっぱり必要かなと。そういうふうに考えました。あと予算委員会を、今回、私は委員ではなかったんですけども、何回か出させてもらって聞いている中で、一番ずっと違和感を抱いているのが、民間企業との比較なんですけども、行政の場合は、与えられた予算、あるいは問題をどう処理していくかということばかりなんです。民間企業の場合は、いかに自分たちが新しいことをやって利益を生み出していくか、そこに集中されるわけなんですけど、その辺が全然違うんです。そうやって見てきたときに、これまで予算というのは基本的にどう使うかだけの議論に終始しまして、新たに何を始めるかというのが抜け落ちていると思うんです。そこが、言ってみれば、行政の一番弱いところで、そこを国は何とかしなさいと言ってるわけです。となってくると、やはりそこに対する先行投資も必要かなと考えました。よって、今回の新町・柳原線のところなんですけども、先ほど申しましたように、多々いろんな問題がまだ山積している状況で出されております。ただ、それを出す以上は、何らかの解決策が恐らく腹にあって出されていると思いますので、そこを早くクリアした上

で、しかも、なおかつ、これは、これだけのお金を使うんであるから、失敗は許されませんし、スピードを要求されます。これまでのようなこと、悠長に構えてたら、絶対できないと思います。そこは絶対やっていただきたいということを念押しした要望を加えまして、原案の賛成という形の討論を支持させていただきます。

以上です。

下村議長 ほかに討論はありませんか。

12番、藤井本浩君。

藤井本議員 たくさんの方から討論が出てます。まずもって、今回の予算特別委員会、私は委員ではございませんでしたけども、傍聴という形で入らせていただきました。修正案が2つも出てくるとい、私も15年以上議員をさせてもらってますけども、初めてのことではないかなと、このように思います。それだけ議論も活発化してきて、議論の活発という面におきましては、委員の皆様方に、私は評価をしたいというふうに思います。そういったおかげで、今の討論にもございましたように、本音と少しどうしたらいいかと、どこでどういう意見を言ったらいいかというのがわからなくなっている議員もおられるのではないかな。私も意見を述べて、どこで意見を述べさせていただこうかなと非常に悩んだ部分は確かにございました。私自身は修正案に賛成というところで討論をさせていただきたいというふうに思います。ただ、私が意見を述べたいと、その部分と修正案にという部分が、それは一直線でつながるのかということについては、聞いていただいたらわかっていただくやろうと思うんですけども、最初に、まず予算についての考え方、私の思いというものを先に述べたいというふうに思います。

先ほどから出てるご意見と重複する部分はかなりあろうかというふうに思います。阿古市長とは議会の中で一緒に活動もさせていただいたときもございました。長々しくなったらだめなので、そういうことを思い出しながら、今から4年半ぐらい前に、阿古市長が議員時代、阿古和彦議会活動報告というのを出されたのを読み返してたところです。表面に子育ての充実とか行財政改革を進めますとか、そういった今後やりたいことというものを書かれてるわけです。この裏面に何を書かれてるかというと、この当時は、前市長、山下市長の時代でありました。非常に、このままいってしまうと財政破綻になりますよということを、グラフとか数字をつけて載せられてるんです。経常収支比率も非常に悪くなりますよ。全部読むと時間がかかりますから、最後だけ言いますが、このまま、名前を出したら前市長に悪いんですけど、山下市長のままでいくと、職員の給料や起債の返却に全て使ってしまうと、道路整備や補修、水利やため池の改善や、何もかもできなくなってしまうですよ。このようにうたわれてるんです。数字を挙げて、数字まで、毎年こうなっていくですよというグラフをつけられてる。これを見ると、阿古市長にかけたら、悪くなっていくのは少しでも改善されるんだろうな。これは、見ていると、何も改善しますということは書いてないけども、市民の皆さんは、私は、そのように思われたであろうというふうに思います。でも、結果から言うと、こんな悪くなると大変ですよと、それ以上に悪くなってるんですよ。経常収支比率なんて、先ほどから出てるように、確かにこのように言うと、これを出されたときと今と時代背景も

違うと。いろんな言いわけというんですか、要因ということも言いたいであろうかと。それは察するところとしてあることはあります。しかし、こうなったらだめですよ、こんななると、市民、行政できませんよと。少なからずもそれ以下にするのが、私は役目であろうかと、あったであろうと。これは市民への約束やというふうに私は思います。約束、指切りとか言いますけど、指切りを裏切りとかえてしまったらだめなわけです。また違った場所でこの続きは述べたいと思います。しかし、やっぱり市民はそのように、悪くなっていくのを抑えてくれるという期待はあったであろう。

2番目のことでお話しさせてもらいたいと思います。そういう期待を持って市長に就任をされた。読み返してみると、議会なんていうのは議事録というものがございますから、大きく出たのが、平成30年の、2年前ですか、3月議会です。当選間もない議員さんもおられたであろうかと思えます。梨本議員の一般質問で、非常に財政を危惧すると、市長どうなってるんですかと、こういう質問を、純粋な気持ちで当選されて言われたと思います。将来的に130億円台というものを落ちつかせたい。それが葛城市の規模であろうかというふうに答弁を2年前にされてます。地道に、そして、これを縮小していきたいと、このように答弁されたわけです。また2年前の予算特別委員会で、これも新人として当選をされてこられた谷原議員は、予算特別委員会で同じようなことを聞かれてるわけがございます。そのとき市長は何て答えられてるか。私は、このとき本当にすばらしかったと思うんです。行政が身を切らなければならない。最終的には市民にお願いする部分が出てくると。最終的に市民の皆さん方に、非常に厳しい状況であるということをお話し、説明しなければならない、このようにおっしゃってる。私、これは正しいと思います。これ以降、市長は、市民に何を説明されているか。住みやすさランキング、東洋経済新報社ですか、ここの出された数値で、住みやすさランキング、間違ったらごめんなさい、34位になりました。これをどこへ行っても言われてる。確かに間違いがございませんので、それは正しい、いい数字であろうかというふうに思います。しかし、これに汗を流して、また知恵を絞って、ここへ来たのかどうかという部分もございますけども、先ほど述べたように、同じ説明をするのであれば、これプラス財政が厳しいんですという説明を、私は、どこへ行っても挨拶の中で聞いたことがない。どこへ行っても、34位になりました。このことについて私ふれたいというふうに思います。

同じ東洋経済新報社です。ここが出してる最下位のまち、これは奈良県に市としてございます。どこと言うとご迷惑かけるといけないんで、どことは言いません。また皆さんで調べてください。そのまちと、今、最終に出てる、昨年度の葛城市の経常収支比率は、ほぼほぼ一緒なわけです。ほぼ一緒の経常収支比率、悪いところまで来ておるところでございます。ぜひ本当に皆さん方、共産党さんのご意見にもございました。本当に厳しいということをもっと訴えていただかないと、私は、これは、ここで述べるのが適切かどうかを抜きにして、お許しをいただきたいと思えますけども、それがこの予算の組立てに出てるのではなかろうかなと、このように思います。

今回の当初予算、先ほどから皆さんから出たように、12億5,000万円程度昨年よりも積極的に増やされた。決算はまた別として、当初予算だけを見ると、合併して以来3番目ぐらい

の大きなものになろうかというふうに思います。しかし、多いときの上の2つは、このときは基金にも積立てをできた時代であったであろうかというふうに思いますより、そういうこととございました。先ほどから出てるように、基金を連続して取り崩して予算を組んでいる、こういうこととございます。また予算の中の一般財源、これは、過去において最大の金額にもなっておるところであります。

話は戻りますけども、市長、選挙前に出されたこのことを思い出していただかなあかん。こうなったら市政運営ができないんですよと言われたことを。これの続き、こういったことの続きは、また違ったところでお話をさせていただくとして、今回、これやったら反対したらええやんかという部分もあろうかと思えます。ただ、予算特別委員会で本当に熱心にご議論された。委員会主義をとっております葛城市議会でございます。そういったことも考えて、私は、どの答えが一番正しいのかといったときに、先ほどからも出てるように、やはりもっと計画性を持って、計画的に事業というのは進めるべきであろうかと思えます。そうでなければだめです。あと2年間でしないと有利な補助はつかないんだ。だから今年は膨らませるんですよ。何がそこに問題になるか。私なりに申し上げますと、その間、職員はたくさん要ります。でも何年かすると、仕事量が減ると職員が余ってくる。それよりも、これから合併の効果を出すために役所をスリム化していく、こういうことも大事であろうかと思えます。そのためには、やはり事業の計画性、これを本当に訴えておきたい。そういったところから一番近いところに私は賛成をさせてもらうわけとございますが、今回の道路、何が問題か。工業ゾーンという指定をしている。その中に相反する第1種農地がある。そこに道路をつける。このことが、皆さんから出てきたように、議論になっておるところとございます。工場誘致って、いてる議員みんな大事やと思えます。よそから来ていただくというのも大事。また市内にある企業も、古い企業であれば、建替えも考えてはるやろう。拡大も考えてはるところもあるかわからない。統合も考えてはるかかわからない。いや、縮小して、機械をどうすんねんと。場所を探したはる方もおられるかわからない。そういった大事なことはしっかりやっていただきたい。市内の企業であろうと、もし、よそへ出ていかはったら、シャープさんのようになるわけですから、そのために、今回の工業ゾーンの中にある農地、意見を聞いていると、できるだけ工場誘致はしたいという委員の思いはありながらも、私は傍聴という立場で聞きましたけども、長年苦勞してると。ある程度のめどは見えてきたと。ここまでは聞きましたけども、農地の中で本当に工場が建つか、建たへんかという明言はされなかった。だから、ある一定の時期が来れば、その計画に基づいてこの予算をつけたらいいの違うか。計画的にやりまじょうと。私はここに賛同をするものでございます。

以上、長くしゃべりましたけども、以上です。

下村議長 ほかに討論はありませんか。

1番、杉本訓規君。

杉本議員 私、修正案に賛成の立場で討論させていただきます。ほかの議員にほとんど言われちゃったんですけど、改めて僕の意見を。

令和2年度予算総額、昨年と比べて8%増、経常収支比率、今、藤井本議員もおっしゃい

ましたけど、98.9%、3.3ポイントアップ。市債も71.8%増。基金も減っている状態でございます。1つ1つの事業を見れば、補助金をうまく使いながら、市民サービスのために必要だとは考えておりますが、この厳しい財政の中で、全て何でもできる、多分市民の皆さん、やってもらったら喜ぶと思います、何やっても。しかしながら、谷原議員も、皆さん言うてましたけども、優先順位というのがあると思います。これが重要だと思ってまして、この予算の中で、特に新町・柳原線、このほかのところは大体というか、納得できるんですけど、新町・柳原線の工事、総額5億円ほどかかるとお聞きしておりますが、これが5万人チャレンジの中にも入ってるんですけども、3万7,000人の葛城市の方々ありきの予算という見方をしたら、この5万にチャレンジというのが、うんとなってきたときに、この道路が本当に必要なかと僕は感じてしまうんです。どうしてもわからない。この補助がいいとかという話もお聞きしましたけども、今本当に必要なのか、本当に確実なのか、優先順位が高いのか、急ぐべきなのか、もう一度精査していただきたいという意味で、私は修正案に賛成させていただきます。

以上です。

下村議長 ほかに討論はありませんか。

西井覚議員。

西井議員 私は、修正案に最低限賛成でございます。

予算編成の中で、特にマスタープランに載ってるから工場用地やと。実際は、マスタープランというのは補助金をもらうための道筋であって、その中で補助金もろうた中で事業をするかどうかというのは、議会議員の判断やと。マスタープラン自体が議決した問題でもないです。なおかつ、阿古市長が予算編成されて、ずっと基金を減らした予算編成を続けられてるわけです。基金を減らしているということは、新規投資の中で、わけのわからないような状況で、計画的な税が膨れ上がるいうときでもないのに、このような新町・柳原線の、これは先行投資やねんと。現実、先行投資するとしたら、もっと見通しのある状況で先行投資すべきやと。なおかつ、藤井本議員もおっしゃってましたけど、基金を増やしたときは、山下市政のときに増やしてますやん。ところが、山下市政がそのままやったらだめやというふうな、阿古市長が選挙前に出されてるポスターからいったら、自分が増やしてないやつを、おまけに過去の基金をずっと予算で取り崩してきて、なおかつ、その基金を使いながら、先の見えない設備投資ですと。ええ補助金ありますよってと。平成不況になって、ほかの市町村も、実際のどから手が出るような補助金があっても、各市の財政状況を見て手を挙げはれへんねんと。奈良県下でもそういうふうな時点がございました。そこまで転落する前に、やはり基金を大事に残す必要性があるのではないかと。

なおかつ、ただいまの道の話で9,000万円弱ですよ。実際言うて、来年度、これ、設計料とかのあれで9,000万円弱使ってしまったって、来年、設計料使うたから、この道を建設するんだと。そのときの、ただ、総額どれぐらいやという質問にも、議会議員さんが、事前の勉強会での話と予算委員会の話が食い違ってるような金額を、勉強会のときには約7億円ぐらいかなと。ところが、答弁では5億何ぼ。何かいかがわしいというか、食い違うわけないでし

ょう。今のとこでそれぐらいかかるんやったら。例えば、そやから、当初は7億円としたら、3億5,000万円、必ず基金、同じ状況で行政したら、必ずそれだけは絶対増えますやん。基金が底つくのが目に見えてると。その状況でいって、大きくは文句は言わないつもりですけど、例えば、ソーラーの話も、補助率が非常に高いと。補助率が非常に高いということで、私もあまり反対はしたくないと。しかしながら、維持管理というのがずっとついてくると。これも基金の減少のための1つの原因になってくるのではないかと。ただ、道路にしても、また公共施設にしても、市民は、新しくなる、また新しい道路つくるのは、誰一人、自分の近くの利用者は反対しませんよ。ただ、財源がたっぷりあって、邪魔になるほどお金があるのやったら、どこの道つくってもええわけですやん。市民が喜ぶねんと。こんなこと想像もできませんわね。どこの市町村を見ても。金が余るほどあって、何でもええから使いたいねんと。そんなばかなことは絶対起こらないと。これは民間企業でもそうです。やはり行政と民間とは違っても、金が余ってどうもしゃあないようなことは現実には起こらないと。ただ、長期の計画の中で、当初市長がおっしゃってた百二、三十億円の予算が望ましいと言われて、百二、三十億円の台になったことが一遍でもありますか。時代の流れが変わりましてんと。確かに変わる部分がありますけど、確かに変わる部分は、世の中の動きで大変変わってくると。しかしながら、今年度の予算でこれだけ膨張させた予算やったら、少なくとも、最低限、私は、予測のつかない、また先行する中で順番も、あまりにも得心のいかない新町・柳原線の道路建設を修正されてる案に賛同させてもらいたいと、かように思っております。

以上です。

下村議長 ほかに討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

下村議長 討論ないようですので、討論を終結いたします。

これより、議第18号議案の採決に入ります。

本案に対する委員長報告は修正でありますので、まず委員会の修正案を電子表決システムで採決いたします。

お諮りいたします。

本修正案を可決することに賛成の議員は賛成のボタンを、反対の議員は反対のボタンを押してください。

(押しボタンにより表決)

下村議長 ボタンの押し忘れはございませんか。

(「なし」の声あり)

下村議長 反対多数のため、よって、本修正案は否決されました。

(梨本議員退席)

下村議長 ただいま修正案が否決されましたので、次に、原案について電子表決システムで採決いたします。

お諮りいたします。

議第18号議案を原案のとおり可決することに賛成の議員は賛成のボタンを、反対の議員は

反対のボタンを押してください。

(押しボタンにより表決)

下村議長 ボタンの押し忘れはございませんか。

(「なし」の声あり)

下村議長 賛成少数であります。よって、議第18号は否決されました。

ここで暫時休憩をいたします。再開は午後2時ということでお願いいたします。

休 憩 午後0時51分

再 開 午後2時00分

(梨本議員復席)

下村議長 休憩前に引き続き、会議を再開いたします。

次に、日程第19、議第19号から日程第27、議第27号まで、以上9議案を一括議題といたします。

本9議案は予算特別委員会に付託されておりますので、審査の結果報告を委員長に求めます。

10番、岡本吉司君。

岡本予算特別委員長 ただいま上程されております議第19号から議第27号までの9議案につきまして、予算特別委員会の審査の概要及び結果をご報告いたします。

まず、議第19号、令和2年度葛城市国民健康保険特別会計予算の議決についてであります。

質疑では、一般会計からの繰入金の内容と資格証明書の発行状況はどういうふうになっておるのかということでありました。一般会計からの繰入金として、保険税軽減分に対する保険基盤安定繰入金、事務費等に係る職員給与費等繰入金、出産育児一時金に対する繰入金と地方交付税措置に伴う財政安定化繰入金があり、全て法定の繰入金を予算計上している。また、資格証明書の発行件数は0件であるという答弁がありました。

賛成と反対の討論があり、採決の結果、賛成多数で原案のとおり可決すべきものと決定をいたしました。

次に、議第20号、令和2年度葛城市介護保険特別会計予算の議決についてであります。

質疑では、第1号被保険者保険料の納付方法に特別徴収と普通徴収があるが、その違いは何かという問いに対しまして、特別徴収は年金からの天引きによる納付方法で、普通徴収は、年金の受給額が年額18万円未満の方や65歳になられた方については、特別徴収に切り替えるために1年ほど期間を要する。その方たちについて納付書を送付し、納めていただくという答弁がありました。

賛成と反対の討論があり、採決の結果、賛成多数で原案のとおり可決すべきものと決定をいたしました。

次に、議第21号、令和2年度葛城市学校給食特別会計予算の議決についてであります。

質疑では、学校給食負担金について、3歳児の幼稚園児は、令和元年度までは月額2,000円であったのが、令和2年度より月額3,000円に増額しているが、その理由はという問いに対しまして、令和元年度の給食提供日数は年間70日間であったが、令和2年度は、3歳児の

幼稚園児については給食の回数を年間135日に増やすことになった。6月から給食を開始し、6月は週2回、7月は週3回、9月から翌3月までは週5日提供するので、給食負担金の増額をお願いするものであるという答弁がありました。

討論はなく、採決の結果、全会一致で原案のとおり可決するものと決定をいたしました。

次に、議第22号、令和2年度葛城市住宅新築資金等貸付金特別会計予算の議決についてであります。

質疑、討論はなく、採決の結果、全会一致で原案のとおり可決すべきと決定をいたしました。

次に、議第23号、令和2年度葛城市霊苑事業特別会計予算の議決についてであります。

若干の質疑がありましたが、討論もなく、採決の結果、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決定をいたしました。

次に、議第24号、令和2年度葛城市・広陵町介護認定審査会特別会計予算の議決についてであります。

質疑、討論はなく、採決の結果、全会一致で原案のとおり可決すべきと決定いたしました。

次に、議第25号、令和2年度葛城市後期高齢者医療保険特別会計予算の議決についてであります。

質疑では、特別徴収と普通徴収の対象者数、また滞納者の人数はという問いに対し、特別徴収については、保険料が年金より天引きされて納付されるものであり、対象者は4,267人、普通徴収については、口座振替等により保険料を納付するもので、対象者は933人である。なお、滞納者数は323人となっているという答弁がありました。

賛成と反対の討論があり、採決の結果、賛成多数で原案のとおり可決すべきものと決定をいたしました。

次に、議第26号、令和2年度葛城市水道事業会計予算の議決についてであります。

質疑では、県水受水費の受水量と原水取水費の取水量はという問いに対しまして、県水受水量については、県水の申込みが100万トンと予備費5万トン、計105万トン、原水の取水量については350万トンを予定しているという答弁がありました。

討論はなく、採決の結果、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

最後に、議第27号、令和2年度葛城市下水道事業会計予算の議決についてであります。

質疑では、葛城市の下水道料金と他市との比較についてはという問いに対し、県内12市で一番安い料金であり、1カ月20立方メートルを使用する家庭で1,760円となるという答弁がありました。

討論はなく、採決の結果、全会一致で原案のとおり可決すべきと決定いたしました。

以上でございますが、そのほかにも各委員から活発に質疑がなされ、数多くの意見、要望が出されたことを申し添えまして、当委員会の報告といたします。

下村議長 以上で予算特別委員長の報告は終わりました。

これより、委員長報告に対する質疑に入ります。

質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

下村議長 質疑ないようですので、質疑を終結いたします。

これより討論、採決に入りますが、討論、採決は1議案ごとに行います。

日程第19、議第19号議案について討論に入ります。

討論はありませんか。

6番、谷原一安君。

谷原議員 日本共産党の谷原です。議第19号、令和2年度葛城市国民健康保険特別会計予算に反対の立場で討論いたします。

先ほど、議第7号、葛城市国民健康保険税条例の一部を改正することについて採決が行われました。本予算は、その条例に基づき引き上げられた国保税額に基づいた予算となっております。葛城市の国民健康保険被保険者の人数は、平成29年度が9,506人、平成30年度が9,251人、そして本年度、平成31年度、令和元年度が、12月末で8,888人と聞いております。毎年被保険者数が減少しております。しかしながら、一方で、中小企業などで構成されております協会けんぽの加入者、被用者保険に加入している方は増加しております。その理由は、今、低年金の高齢者世帯や所得の低い世帯において、国保税の負担があまりに重たいために、働きに出る高齢者が増加し、あるいは働いている方でも、こうした協会けんぽなどの医療保険を取得するために労働時間を増やしたりされてる方が増えてきております。そのために国保からほかの社会保険に移る方が出ているというのが今の現状であります。それほど国保税は、とりわけ高齢者世帯、所得の低い方には大変重たいものとなっております。しかし、そうした国保税がさらに増税されるとなると、一層国保離れが進み、あるいは国保税を支払えない世帯が出てまいります。すると国保税が、税収が減少するために、支払っている方にさらに上乘せする形で国保税が上げられてくる。そうすれば、また払えない未納者が増える。さらには国保から脱退する人が増えると。これが国保の構造的な問題と言われております。こうした問題を解決するためには、支払える国保税額にしていく。あるいは低所得者に対する申請減免制度を手厚くすること、これを葛城市においても考えていくべきではないかと考えます。

その上で、きょうは財源の問題についてお話ししたいと思います。私は、葛城市の財政状況は大変厳しいということ認識しておりましたから、この間の議論の中でも、例えば国保の奈良県単位化によって、これまで一般財源から葛城市国保特別会計に繰り入れたお金が、大体これまで平均して1億円を超える金額を一般会計から入れてたと。それが繰り入れることができなくなったわけですから、その分を国保の基金に積み立てていただくとか、あるいは医療関係に使っていただくということで、18歳までの医療費助成等、こうした財源をぜひ有効に使ってほしいということを述べてまいりました。ほかの問題でも基本的に、財源をどこにあるかということを示して議論するということは、私は大変大事だと考えております。

申請減免制度を実現する上での財源問題ですけれども、今年度の国保特別会計における決算見込を見ますと、9,521万円の繰越金が出ております。この繰越金の性格はどういうもの

なのかということ、私は国保運営協議会の中でもお伺いいたしましたけれども、葛城市国保会計が県単位化となって、県が示す国保事業納付金を奈良県に納めることになったわけですが、奈良県は、県全体の被保険者の保険給付費や保険税額などを試算して、計画納付金額を各市町村に示しております。各市町村は、県が示したその計画納付金額に対して、それぞれの市町村に、これも定められた収納率、葛城市の場合は94%を想定しているわけですが、その収納率で割り戻して、100%を県に納めるために割り戻しをしております。令和2年度の葛城市の計画納付金額は8億600万円余りで、収納率94%で割り戻して、奈良県に納付する金額は9億2,800万円余りとなっております。つまり国保税の未納者が6%出る。そのことを見越して、現年度に納付してくれるであろう94%の人の国保税に上乘せして、言ってみれば、7,000万円分負担して県に納付しているわけでありまして。しかし、令和2年度国民健康保険特別会計予算書の6ページの、歳入1款国民健康保険税に滞納繰越分が計上されております。つまり、当年度に国保税を支払えずに、翌年度以降に支払った滞納繰越分が歳入として計上しているわけでありまして。

先ほど申し上げました、令和元年度に繰越金として出てきた9,521万円、この繰越金は、この滞納分の回収金額であります。つまり既に県に支払った納付金の中に、こうした滞納者への立替分も入って支払っているわけですから、滞納繰越分として滞納者への回収金は、葛城市国保特別会計の、言ってみれば、余剰金のような形でたまってくることになります。今年度については、財政調整基金から500万円を特別会計に繰り入れておりますから、決算見込で約9,000万円の繰越金が出ると。すなわちこれは、余剰金が出るということでありまして。滞納繰越金の回収によるこうした繰越金は、毎年発生することになってまいります。したがって、こうした滞納繰越金によって、回収によって発生する繰越金は、これは、ときを置かずして国保加入者に還元すべきではないでしょうか。

私は、子どもの均等割の軽減についても一般質問で取り上げましたけれども、上牧町は、2年間の時限的な扱いでありますけれども、財政調整基金が積み上がっておりますので、それを取り崩して、子どもの均等割を軽減する措置を上牧町はとっております。葛城市も申請減免制度を、広陵町が行っているようにするべきだと訴えてまいりましたけれども、国保財源の中におけるこの繰越金、これについての有効利用をぜひ考えていただきたいと思っております。残念ながら、本予算ではそういうふうになっておりません。決算のときにも、もう一度こうした議論をしたいと思っておりますけれども、昨年度発生したこうした繰越金の有効利用も含めて提案させていただきまして、反対討論といたします。

下村議長 ほかに討論はありませんか。

2番、梨本議員。

梨本議員 私は、議第19号、令和2年度葛城市国民健康保険特別会計予算につきまして、賛成の立場で討論させていただきます。

国民健康保険制度は、国民皆保険制度の最後のとりでとも言われ、地域住民の健康の保持増進に重要な役割を果たしています。しかしながら、国民健康保険の現状は、被保険者の高齢化や被用者保険等と比較して所得水準が低いことなど特有の構造的問題を抱えています。

多くの市町村国保では、高齢化や医療の高度化により医療費が増加しており、国民健康保険税収入の確保を含めて厳しい財政運営状況になっていたことから、持続可能な国民健康保険制度を構築するため、平成30年度から、県も市町村とともに国保の運営を担い、県が財政運営の責任主体となって、安定的な財政運営や効率的な事業の確保について中心的な役割を担うようになりました。

県全体で国民健康保険制度を支えるため、奈良県は、県下の保険料負担が公平になるよう、市町村が県へ納める国民健康保険事業費納付金を決定し、市町村の保険給付に必要な費用は、保険給付費等交付金として全額交付されるようになりました。こうした中で、令和2年度の葛城市国民健康保険特別会計予算においては、令和6年度の奈良県下での保険料統一に向けて段階的な引上げが必要となっている国民健康保険税について、引き続き奈良県と協議し、国民健康保険事業費納付金は、激変緩和措置を活用した保険料額が計上されております。また、保健事業におきましては、生活習慣病を早期発見し、重症化を未然に防ぎ、医療費の増加に歯止めをかけるよう、特定健康診査等事業において、受診勧奨や節目年齢対象者への無料クーポン券の交付による一部負担金の助成を継続実施し、受診率のより一層の向上と糖尿病性腎症重症化予防プログラムを中心とした保健指導事業の充実を図り、被保険者の健康保持増進に努めることとされています。

葛城市の被保険者の方々が安心して医療を受けることができるよう、今後とも奈良県と十分に協議、連携し、より一層の経営努力が重ねられることを望み、賛成討論いたします。

下村議長 ほかに討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

下村議長 討論ないようですので、討論を終結いたします。

これより、議第19号議案を電子表決システムで採決いたします。

お諮りいたします。

本案に対する委員長報告は可決であります。本案を委員長報告のとおり可決することに賛成の議員は賛成のボタンを、反対の議員は反対のボタンを押してください。

(押しボタンにより表決)

下村議長 ボタンの押し忘れはございませんか。

(「なし」の声あり)

下村議長 押し忘れなしと認め、確定いたします。賛成多数であります。よって、議第19号は原案のとおり可決されました。

次に、日程第20、議第20号議案について討論に入ります。

討論はありませんか。

6番、谷原一安君。

谷原議員 よろしく申し上げます。私は、議第20号、令和2年度葛城市介護保険特別会計予算に反対の立場から討論いたします。

平成30年度の3月定例会で第7期介護保険事業計画が報告されました。令和2年度は、第7期介護保険計画の最終年となっております。この第7期計画におきましては、基準月額が、

先の第6期と比較して5,000円から5,960円と、率にして19%の大幅な引上げが行われました。平成24年から平成26年までの第5期介護保険事業では基準月額が4,100円でしたから、6年間で1,860円、率にして45%の引上げとなってきております。年金収入が年18万円を超える年金生活者にとって、介護保険料は年金から天引きされるため、度重なる介護保険料の値上げによって年金手取りが減少し、将来の生活に不安を覚えておられる方はたくさんおられます。また40歳以上の現役世代も介護保険料を負担しており、こうした社会保険料の増額が実質賃金低下の一因となっております。

介護保険制度では、介護保険料を納入しなければ介護サービスは10割負担となります。このことが介護を受けにくくさせております。国保税などの医療保険とともに、介護保険料の支払い、さらには消費税10%の増税で、所得の低い方にとっては大変厳しい生活になっております。そのことが医療機関にかかることを抑制し、介護サービスを受けることのハードルを高くしているわけであります。現行の制度では、介護給付費の50%を介護保険料で賄うとなっております。ここには、やはり公的負担の増額が必要だと考えます。

日本共産党は、消費税の増税と裏腹に減税の恩恵を受けてきた富裕層と大企業に応分の負担を求める税制改革で、消費税に頼らない税源確保を提案しております。介護保険会計の国庫負担の割合を10%引上げ、将来には更に引き上げることで、誰もが必要なときに介護サービスを受けられる、そして持続可能な制度とすることを求めてまいりたいと思います。また葛城市の介護保険特別会計におきましては、この大きな引上げによりまして、最終年度1年を残して、今年度末の基金残高が1億3,870万円となっております。適正な引上げ幅になるように次期の計画を策定すべきだと思います。令和2年1月末で滞納の催告書の送付を受けた人が230人おられます。こうした方々が出ないような、そうした保険料にすべきだと思います。

以上のことを申しまして反対討論といたします。

下村議長 ほかに討論はありませんか。

9番、増田順弘君。

増田議員 議第20号、令和2年度葛城市介護保険特別会計予算について賛成の立場で討論をさせていただきます。

葛城市の高齢化率は27%を超え、全国平均とほぼ同じ水準で推移をしております。高齢者の方々を取り巻く環境も年々厳しい状況であります。このような状況下において、令和2年度の予算につきましては、第7期介護保険事業計画3年目の最終年でございます。地域支援事業において、これまで取り組んでこられました地域での自主的な介護予防活動への支援、介護予防教室など、一般介護予防事業や、また認知ケア向上のための推進事業など、更なる充実を図る計画となっております。また、介護予防・日常生活総合支援総合事業の幅広い展開と、お互いに助け合い、支え合うまちづくりを目指し、生活支援体制整備事業の事業展開を充実していくことで介護保険事業の持続性の確保を図ろうとする施策においては期待するところでございます。令和2年度は、この第7期事業計画を着実に執行していただき、更なる高齢化等を支える体制づくりの充実と強化をしていただくことをお願いいたしまして、私

の賛成討論とさせていただきます。

下村議長 ほかに討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

下村議長 討論ないようですので、討論を終結いたします。

これより、議第20号議案を電子表決システムで採決いたします。

お諮りいたします。

本案に対する委員長報告は可決であります。本案を委員長報告のとおり可決することに賛成の議員は賛成のボタンを、反対の議員は反対のボタンを押してください。

(押しボタンにより表決)

下村議長 ボタンの押し忘れはございませんか。

(「なし」の声あり)

下村議長 押し忘れなしと認め、確定いたします。賛成多数であります。よって、議第20号は原案のとおり可決されました。

次に、日程第21、議第21号議案について討論に入ります。

討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

下村議長 討論ないようですので、討論を終結いたします。

これより、議第21号議案を採決いたします。

本案に対する委員長報告は可決であります。本案を委員長報告のとおり可決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

下村議長 ご異議なしと認めます。よって、議第21号は原案のとおり可決されました。

日程第22、議第22号議案について討論に入ります。

討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

下村議長 討論ないようですので、討論を終結いたします。

これより、議第22号議案を採決いたします。

本案に対する委員長報告は可決であります。本案を委員長報告のとおり可決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

下村議長 ご異議なしと認めます。よって、議第22号は原案のとおり可決されました。

次に、日程第23、議第23号議案について討論に入ります。

討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

下村議長 討論ないようですので、討論を終結いたします。

これより、議第23号議案を採決いたします。

本案に対する委員長報告は可決であります。本案を委員長報告のとおり可決することにご

異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

下村議長 ご異議なしと認めます。よって、議第23号は原案のとおり可決されました。
次に、日程第24、議第24号議案について討論に入ります。
討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

下村議長 討論ないようですので、討論を終結いたします。
これより、議第24号議案を採決いたします。
本案に対する委員長報告は可決であります。本案を委員長報告のとおり可決することにご
異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

下村議長 ご異議なしと認めます。よって、議第24号は原案のとおり可決されました。
次に、日程第25、議第25号議案について討論に入ります。
討論はありませんか。

6番、谷原一安君。

谷原議員 日本共産党の谷原です。議第25号、令和2年度後期高齢者医療保険特別会計予算に反対の
立場で討論いたします。

後期高齢者医療制度は平成20年4月から導入されました。それ以前には、75歳以上の高齢者の多くが、お子さんの扶養家族として政管健保や組合健保に所属し、みずから社会保険料を支払うことがなく、医療を受診しておりました。また75歳以上の高齢者は、老人医療制度の対象者として、保険証の取上げが法律で禁止されておりました。ところが政府は、75歳以上の高齢者を対象とした後期高齢者医療制度を発足させて、75歳以上の全ての高齢者を、この制度の加入者として後期高齢者医療保険料を負担させることを義務づけたのであります。まさに高齢者を一くりにした、高齢者の差別的な医療制度であります。

さきの予算特別委員会の質疑で、葛城市では、年金から天引きによる特別徴収で保険料を納めている方が4,267人、そして、口座振替による普通徴収の方は933人だと回答がありました。そして、保険料を滞納されている方が323名。これは、毎年増加している滞納者の数であります。高齢者の生活が大変厳しくなっている状況がわかります。問題は、こうした滞納をすれば、国民健康保険と同様に、滞納処分や短期保険証の発行、あるいは資格証明書の発行となって、保険証が取り上げられる仕組みが法律で定められたことでもあります。医療を必要とする後期高齢者の受診機会を奪うことは、人道上許されることではありません。後期高齢者医療保険制度では、保険料の算定賦課に関することについては奈良県後期高齢者医療広域連合が決めるため、市議会の声が届きにくい制度となっております。保険料の滞納があるからといって、短期保険証の発行や資格証明書の発行はあってはならないことではありません。

医療費に係る75歳以上の高齢者、これをひとまとめにして、医療費の増加を、保険料引上げで直結させて後期高齢者に負担させる。そのことによって医療機関への受診を抑制させる

ような、そうした働きをこの制度は持っております。人生を最後まで安心して医療を受けることができる制度とするために、国が必要な公費負担をすべきだと考えます。そうした声を、私は地方から国に上げていくべきだと考えます。

以上をもちまして反対討論といたします。

下村議長 ほかに討論はありませんか。

8番、川村優子君。

川村議員 議第25号、令和2年度葛城市後期高齢者医療保険特別会計予算につきまして、賛成の立場で討論をさせていただきます。

後期高齢者医療制度は、超少子高齢社会の中で増大する高齢者の医療費を国民全体で支え、また、従来の老人保健制度が抱える問題点を解決するために、平成18年度に決定された医療制度改革の1つの柱である、超高齢社会を展望した新たな医療保険制度体系の実現を実施するために、平成20年度より開始されました。

社会保障制度改革国民会議の報告書、平成25年8月におきましては、後期高齢者医療制度について、現行制度を基本としながら、実施状況等を踏まえ、必要な改善を行っていくことが適当であるとされていることから、制度は定着していると考えられるが、必要な改善を行っていくことが適当であるとの方向性が示されております。

令和2年度予算は、歳入歳出総額4億9,810万円となっており、前年度比4,050万円ほどの増額となっております。これは、被保険者増により広域連合納付金の支出が増えたものであります。高齢化が進む今後において、財政運営のことを十分勘案し、この制度が高齢者の方々に安心して受け入れられ、持続可能な制度となるために編成された予算であるとも考えるものです。今後とも奈良県後期高齢者医療広域連合と情報交換など緊密に連携を図りつつ、歯科検診の実施など、保健事業の推進や医療費適正化事業に積極的に取り組み、被保険者の方々のために様々な努力を重ねられることを期待いたしまして、賛成討論といたします。

下村議長 ほかに討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

下村議長 討論ないようですので、討論を終結いたします。

これより、議第25号議案を電子表決システムで採決いたします。

お諮りいたします。

本案に対する委員長報告は可決であります。本案を委員長報告のとおり可決することに賛成の議員は賛成のボタンを、反対の議員は反対のボタンを押してください。

(押しボタンにより表決)

下村議長 ボタンの押し忘れはございませんか。

(「なし」の声あり)

下村議長 押し忘れなしと認め、確定いたします。賛成多数であります。よって、議第25号は原案のとおり可決されました。

次に、日程第26、議第26号議案について討論に入ります。

討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

下村議長 討論ないようですので、討論を終結いたします。

これより、議第26号議案を採決いたします。

本案に対する委員長報告は可決であります。本案を委員長報告のとおり可決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

下村議長 ご異議なしと認めます。よって、議第26号は原案のとおり可決されました。

次に、日程第27、議第27号議案について討論に入ります。

討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

下村議長 討論ないようですので、討論を終結いたします。

これより、議第27号議案を採決いたします。

本案に対する委員長報告は可決であります。本案を委員長報告のとおり可決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

下村議長 ご異議なしと認めます。よって、議第27号は原案のとおり可決されました。

(岡本議員退席)

下村議長 次に、日程第28、発議第1号、旧町時代における未処理金調査特別委員会の令和2年度調査経費に関する決議についてを議題といたします。

本案につき、提案理由の説明を求めます。

12番、藤井本浩君。

藤井本議員 ただいま議題となりました発議第1号、旧町時代における未処理金調査特別委員会の令和2年度調査経費に関する決議につきまして、提案理由を申し上げます。

本案は、現在設置されている地方自治法第100条に基づく調査権を付与された旧町時代における未処理金調査特別委員会の令和2年度中に調査するための必要経費の上限を定めようとするものであります。

これより決議案を読み上げさせていただきます。

旧町時代における調査特別委員会の令和2年度調査経費に関する決議。

1、調査経費。令和2年度の本調査に要する経費は200万円以内とする。以上のとおり決議する。

以上、簡単ではありますが、提案理由の説明といたします。議員皆様方のご賛同を賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

下村議長 以上で説明が終わりました。

これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

下村議長 質疑ないようですので、質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

本案につきましては、会議規則第37条第3項の規定により、委員会付託を省略し、討論、採決まで行いたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

下村議長 ご異議なしと認めます。よって、本案は委員会付託を省略し、討論、採決まで行うことに決定いたしました。

これより討論に入ります。

討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

下村議長 討論ないようですので、討論を終結いたします。

これより、発議第1号議案を採決いたします。

本案を原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

下村議長 ご異議なしと認めます。よって、発議第1号は原案のとおり可決されました。

(岡本議員復席)

下村議長 次に、日程第29、発議第2号、奈良県広域消防組合の運営における組織体制の見直しに関する意見書を議題といたします。

本案につき、提案理由の説明を求めます。

8番、川村優子君。

川村議員 ただいま上程を賜りました発議第2号、奈良県広域消防組合の運営における組織体制の見直しに関する意見書について、提案理由の説明をさせていただきます。

近年、自然災害は、大規模化、激甚化し、各地で大きな被害が出ており、今後更なる大規模災害等の発生が予測されます。このため、平成26年4月に奈良県広域消防組合を設立され、これまで様々な災害等に対応できる消防体制の整備を進めてこられたところでございます。奈良県広域消防組合の重要な意思や方針を決定する議決機関である組合議会の議員については、現在、旧市消防本部及び旧組合消防本部を構成する市町村から、区分ごとに人数が定められ、それぞれの区分を構成する市町村の長又は議会議員の中から選出することとされておりますが、その両者の選出割合などの定めはございません。地方自治体の民主制度が執行機関と議会との両輪で成り立っているという原則を鑑みれば、広域消防組合の運営において、より民意を反映させた議論を進めるため、自治体代表である市町村長と住民代表である市町村議会議員の両者が、広域消防組合の運営に同等に参画することが可能となるよう体制整備がなされるべきであります。例えば、運営協議会が組合市町村長のみにより構成されるのであれば、組合議会は組合市町村の議会議員によって構成するなど、両者が手を取り合っ、等しく、より地域住民の意思や考えを適切に反映できる仕組みを構築することが必要であると考えます。つきましては、この趣旨をお汲み取りいただき、奈良県広域消防組合の運営全体の組織体制を見直しいただけるよう強く要望いたします。以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出します。

説明は以上でございます。議員皆様方のご賛同を賜りますよう、よろしくお願いをいたします。

下村議長 以上で説明が終わりました。
これより質疑に入ります。
質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

下村議長 質疑ないようですので、質疑を終結いたします。
お諮りいたします。
本案につきましては、会議規則第37条第3項の規定により、委員会付託を省略し、討論、採決まで行いたいと思っておりますが、これにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

下村議長 ご異議なしと認めます。よって、本案は委員会付託を省略し、討論、採決まで行うことに決定いたしました。
これより討論に入ります。
討論はありませんか。
6番、谷原一安君。

谷原議員 ただいま提案がありました、奈良県広域消防組合の運営における組織体制の見直しに関する意見書について意見を述べさせていただきます。

私は、先のこの提案がなされました総務建設常任委員会に委員外議員として参加し、この意見書の提案についての趣旨説明を伺いました。その結果、ここにありますように、総務建設常任委員会におきましては、各委員がご納得されて、この意見書を提出されたということですので、そのことについては、私は何ら意見があるわけではございません。ただ、時期が、この3月議会でこうした議決をするということに対して異議があるということでもあります。と申しますのは、その際の説明におきましても、急いで議決する必要はないということで、この近辺では、五條市議会なども先送りして様子を見ようかというふうなことをお聞きしています。そのときにも、他の市町村議会の動向として、御所市はこれに賛成する。さらには、橿原市、大和高田市は反対というふうなことを聞いておりますが、私は、懸念しておりますのは、広域消防の負担金の問題であります。葛城市におきましても、市財政の中で広域消防の負担金の問題、今後、自賄い方式から広域消防全体で施設を持つというふうになったときに、市町村負担割合というのが非常に大きな問題になるんだろうと思います。そのときに、ここに書いてありますように、小さな市町村でも、住民の代表としての議会から出る、あるいは首長から出るというふうに、そうする形での、議会の中の定数に関する、そういう案件だろうと思います。それが葛城市にとって有利なことになるのかどうなのか。多分こうした思惑で、ほかの市町村も動いておられる可能性が高いのではないかと私は思っております。

私も、このときの議論を聞きまして、その議論のあり方について、私は何ら、民主主義の観点からして、それぞれの市町村から、たとえ小さくても、その議会代表はちゃんと議席を持つようにするべきだとか、首長がちゃんと議席をとれるようにすべきだとか、そういう

ことについては異議はないんでありますけれども、単純にそういう問題なのかなということ
が、私自身よくわからないんです。つまり、今後、広域消防組合の中の自賄い方式が終わっ
た後の負担金のことについていろいろ議論があるのかなと。その中で前哨戦としてこういう
形があるのであれば、私は、他の市町村の動向とか見ながら決めてはどうかと思っておま
す。

先に広域消防組合に葛城市議会から出ておられる議員の方から総務建設常任委員会でご報
告があったときに、4月に広域消防の方を呼んで、今の広域消防の現状について話を伺う機
会があるということでありましたから、そういうことを聞いた上で判断するのも悪くないの
ではないかなと思っております。そういうことで、内容について反対とか、どうこう言う材
料が私自身ありませんので、現状では、なかなか責任を持って、こうすることが葛城市民
の利益になるかどうかというのはよくわかりませんので、時期が、これ、この時期に決める
ということについての反対でありまして、このことについての中身そのものについて、先日
行われたことについて反対するものではないんですけれども、私自身の中にそうした判断材
料がないということで、できたら、そういうことで急ぐことでないということをお聞きしま
したので、次回に先送りしていただいたらということで、その意味での反対ということで意
見を申し上げます。

以上です。

下村議長 ほかに討論はありませんか。

12番、藤井本浩君。

藤井本議員 奈良県広域消防組合の、私は葛城市を代表する議会議員として、賛成の討論をさせてい
ただきたいというふうに思います。

平成26年に奈良県で、奈良市と生駒市を除く奈良県全域、それ以外の地域で広域消防とい
うのが設立をされました。その中に葛城市消防も加入したところであります。これは、全国
まれに見る、全国では一番大きい消防組合でございます。平成26年度から、形上1つになっ
て、救急また消防の体制等、広域という形でいろんなところから災害地へ行く、また救急体
制をとるところは進んできたわけでございますけれども、先ほど谷原議員からもご心配
の声があったであろうかと思いますが、今、その経費の負担割合ということがきちっと定ま
っていないところであります。統一はしたけども、お金は自賄いという形を今もとってお
るところでございます。これをちゃんと1つの広域組合として、今後議論を高めていかなけれ
ばならないというところで、今回、市町村長は市町村長と、また議会からも出て、市町村長
並びに議会も皆その議論に加わっていかうということが、町村議長会から出されたものでご
ざいます。今、お話がございましたけども、私も、組合消防の方に組合消防の現状というこ
とのご説明を願いたいということで、その申出は、この議案とは別に申出を行っておる。議
会の方も市議会の議員も、これについてもっと知っていただこうということで、そういうお
願いもしておるところでございます。この趣旨は同じでございます。議会についても組合、
消防議会についても議会もやっていかうと。葛城市の方も議会議員の方々にもう少し知っ
ていただこうと、これを、議論をちゃんとしていかなあかんのですよということで、広域組合

の方に今の消防の現状についてという説明を求めているところでございます。この2つは別のものでございますけども、やろうと、また言おうとしてるものは同じでございますので、こういう趣旨に基づいて賛同をしていただきますようお願いをいたします。

下村議長 ほかに討論はございませんか。

(「なし」の声あり)

下村議長 討論ないようですので、討論を終結いたします。

これより、発議第2号議案を電子表決システムで採決いたします。

お諮りいたします。

本案を原案のとおり可決することに賛成の議員は賛成のボタンを、反対の議員は反対のボタンを押してください。

(押しボタンにより表決)

下村議長 ボタンの押し忘れはございませんか。

(「なし」の声あり)

下村議長 押し忘れなしと認め、確定いたします。賛成多数であります。よって、発議第2号は原案のとおり可決されました。

次に、日程第30、発議第3号、請願採択を踏まえ「各交通事業者への働きかけを強める」意見書を議題といたします。

本案につき、提案理由の説明を求めます。

11番、西井覚君。

西井議員 ただいま上程を賜りました発議第3号、請願採択を踏まえ「各交通事業者への働きかけを強める」意見書について、提案理由の説明をさせていただきます。

オリンピック・パラリンピックの開催を前に、バリアフリー機運が高まっており、第198回国会では、「精神障がい者の交通運賃に関する請願」が、衆議院、参議院、両院で採択されました。障害者基本法では、精神障がい者は、身体障がい者及び知的障がい者と同じ障がい者として定義されています。障がい者は移動をする際に、公共交通機関の役割は必要不可欠なものとなっております。現在、身体・知的障がい者に適用されている交通運賃割引制度から精神障がい者は除外されています。精神障がい者においても、「自立」と「平等」及び「社会参加」を促進するためにも、身体障がい者及び知的障がい者と同じように、精神障がい者にも交通運賃割引制度が適用されなければなりません。

この間、大手私鉄では、西鉄が全国で初となる精神障がい者の運賃割引を実施し、政令市の札幌市、名古屋市、福岡市の公営交通においても、地下鉄など全国共通の運賃割引制度が導入されてきました。

平成30年10月に発表された航空会社の3障がい共通の割引制度の実現は、「ユニバーサルデザイン2020行動計画」による国の働きかけが、航空事業者を受けとめられたものであります。こうした状況を踏まえ、全国に輸送網を持つJR、大手私鉄及び高速道路などの交通事業者は、請願採択という国会の意思を尊重し、速やかに精神障がい者にも他障がい者同等の交通運賃割引制度の適用に踏み切る必要があります。よって、葛城市議会は、国会及び政府

に対して、精神障がい者についても身体障がい者及び知的障がい者と同等に交通運賃割引制度の適用対象とするよう、公共交通運輸事業者などに更なる働きかけを強めるよう要望いたします。以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出します。

説明の中で、オリンピック・パラリンピックは、今年の予定が1年間延びるということではございますが、なお、1年間延びることによってバリアフリーの機運はなお高まってくると思っております。

以上、説明とさせていただきます。議会議員の皆さん方のご賛同を賜りますよう、よろしくお願いいたします。

以上でございます。よろしく申し上げます。

下村議長 以上で説明が終わりました。

これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

下村議長 質疑ないようですので、質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

本案につきましては、会議規則第37条第3項の規定により、委員会付託を省略し、討論、採決まで行いたいと思っておりますが、これにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

下村議長 ご異議なしと認めます。よって、本案は委員会付託を省略し、討論、採決まで行うことに決定いたしました。

これより討論に入ります。

討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

下村議長 討論ないようですので、討論を終結いたします。

これより、発議第3号議案を採決いたします。

本案を原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

下村議長 ご異議なしと認めます。よって、発議第3号は原案のとおり可決されました。

次に、日程第31、発議第4号、中高年のひきこもりに対する実効性ある支援と対策を求める意見書を議題といたします。

本案につき、提案理由の説明を求めます。

11番、西井覚君。

西井議員 ただいま上程を賜りました発議第4号、中高年のひきこもりに対する実効性ある支援と対策を求める意見書について、提案理由の説明をさせていただきます。

従来ひきこもりは、主として若年・青年層の課題としてイメージされてきました。しかし、最近では、就職氷河期世代も含め、中高年層に及ぶ大きな社会問題としてクローズアップされております。政府が中高年層を対象に初めて実施した全国規模の調査が昨年3月公表され

ましたが、40歳から64歳のひきこもりが全国で約61万人にのぼるという推計が、社会に大きな衝撃を与えました。ひきこもり期間の長期化や高齢化により、高齢者の親とともに社会的に孤立するケースも少なくない。政府としては、これまで、都道府県、政令市への「ひきこもり地域支援センター」の設置や「ひきこもりサポーター養成研修・派遣事業」を行ってきましたが、今後は、より身近な社会、身近な場所での相談支援の実施や社会参加の場を充実など、就職氷河期世代も含めた中高年に、ひきこもりに対してこれまで以上に実効性ある支援と対策を講じるべきであります。

そこで、政府におかれましては、中高年のひきこもりは、個々人やその家族だけの問題ではなく、社会全体で受けとめるべき大変重要な課題と捉え、下記の事項について早急に取り組むことを強く求めます。

1、より身近な場所での相談支援を行うため、自立相談支援機関の窓口アウトリーチ支援員を配置し、同行相談や信頼関係の構築といった対本人型のアウトリーチ支援を実施すること。また自立相談支援の機能強化に向けたアウトリーチ等を行うための経費については、新たな財政支援の仕組みを創設すること。

2、中高年のひきこもりにある者に適した支援の充実を図るため、市区町村による「ひきこもりサポート事業」の更なる強化を図ること。具体的には、中高年が参加しやすくなるような居場所づくりやボランティア活動など、就労に限らない多様な社会参加の場の確保。さらには、家族に対する相談や講習会などの取り組みを促進すること。

3、「8050問題」など、世帯の複合的なニーズやライフステージの変化に柔軟に対応できるよう、「断らない相談支援」や「伴走型支援」など、市町村がこれまでの制度の枠を超えて包括的に支援することが出来る新たな仕組みを構築すること。以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出します。

説明は以上でございます。議員皆さん方の賛同を賜りますようよろしくお願いいたします。

下村議長 以上で説明が終わりました。

これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

下村議長 質疑ないようですので、質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

本案につきましては、会議規則第37条第3項の規定により、委員会付託を省略し、討論、採決まで行いたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

下村議長 ご異議なしと認めます。よって、本案は委員会付託を省略し、討論、採決まで行うことに決定いたしました。

これより討論に入ります。

討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

下村議長 討論ないようですので、討論を終結いたします。
これより、発議第4号議案を採決いたします。
本案を原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

下村議長 ご異議なしと認めます。よって、発議第4号は原案のとおり可決されました。
ここで暫時休憩をいたしたいと思っておりますけれども、あらかじめ本日の会議時間は、議事の都合により延長いたします。ご了解のほどお願いいたします。

休 憩 午後3時03分

再 開 午後6時15分

下村議長 休憩前に引き続き、会議を開きます。
お諮りします。

この際、会期延長の件を日程に追加し、議題といたしたいと思っております。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

下村議長 ご異議なしと認めます。よって、この際、会期延長の件を日程に追加し、議題とすることを決定いたしました。

会期延長の件を議題といたします。

お諮りいたします。

今期定例会の会期は本日までと議決されておりますが、議事の都合により、3月30日まで4日間延長いたしたいと思っております。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

下村議長 ご異議なしと認めます。よって、会期は4日間延長することに決定いたしました。

それでは次に、日程第32、議第28号、葛城市副市長の選任につき同意を求めることについてを議題といたします。

本案につき提案理由の説明を求めます。

阿古市長。

阿古市長 ただいま議題となりました議第28号、葛城市副市長の選任につき同意を求めることにつきまして、提案理由を申し上げます。

本案につきましては、松山副市長の退任に伴いまして、地方自治法第162条の規定に基づき、副市長を選任するに当たり、議会の同意を求めるものでございます。つきましては、人格、見識ともにすぐれた、行政経験が豊かな溝尾彰人氏を最適任者であると認め、選任いたしたいので、よろしくご同意を賜りますようお願い申し上げます。

下村議長 以上で説明が終わりました。

これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

西川議員。

西川議員 今、市長から、副市長の選任同意について提案ありましたけれども、これは追加議案で、

24日に正式に上がってきたわけで、議会としては、市長は今、人格高潔で、いろんな人格をご存じのような説明ですけれども、議会としては、お顔も拝見してないし、どんな方かもわからん。それでも、その方は総務省と聞いてますけれども、葛城市のためにきちっと仕事をしてあげようということで来られるから、そのことに関して反対の討論、反対なんかできませんけれども、少なくとも、国の人事のことがあるのかどうか知りません。そやけれども、もっとしっかりと議会の方とやっていただかんと、議会としては、全然わからん人を議決せえと。こんなこと。それと、松山副市長については、ずっと葛城市のために頑張ってきたいて、そのときも、僕らはあんまり、県の方から来られるということだけしか知らなかったけれども、それでも来ていただいて、葛城市のためにずっとやっていただきましたけれども、市長も、僕は、葛城市にいろいろと人材は、市長の片腕になるような人材はおられると思うのに、どうしてなのかなと。何でそんな時期になったかということと、それと、僕は、写真を見よう思うたら見れるのか知りませんが、お顔も知らんし、どんな方かも知らん人を、議会は、市長が出されたら、これ議決せなしゃあないんですよ。僕は、この人は、さっき言うたように、葛城市のために頑張ったろうと思うて来てくれはるねんから、その人に対して議会は反対もできませんよ。そやけど、これは、議会に対して、市長、どういうふうに思うてくれたはるんですか。

それと、きちっと葛城市にもそれなりの方がおって、市長の片腕になったろうというような人もおると違うかなと。そんな努力もされたんですか。そこらはきっちりお答えいただけますか。

下村議長 阿古市長。

阿古市長 溝尾氏につきましては、議会運営委員会の方でご相談をしていただきまして、3月18日の全協の席、もしくは議会の初日の控室の席で、それなりのご紹介といたしますか、情報提供をさせていただいたわけでございます。写真がないとおっしゃいましたら、写真の方はまた添付させていただきますけれども、人格ともにすぐれた方でございますので、必ず葛城市のためになっていただける方やと思っております。

人選につきましては、いろんな要素があると思います。議員がご指摘の、お話しのお考え方もありますし、いろんな考え方があると思います。ただ、その中で、葛城市にとってどの方が一番将来において葛城市のためになっていただけるのかということをお考えた末の人選でありますので、よろしくご理解のほどをお願いいたします。

以上でございます。

下村議長 よろしいですか。ほかに質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

下村議長 質疑ないようですので、質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

本案につきましては、会議規則第37条第3項の規定により、委員会付託を省略し、討論、採決まで行いたいと思っておりますが、これにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

下村議長 ご異議なしと認めます。よって、本案は委員会付託を省略し、討論、採決まで行うことに決定いたしました。

これより討論に入ります。

討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

下村議長 討論ないようですので、討論を終結いたします。

これより、議第28号議案を採決いたします。

本案について、これに同意することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

下村議長 ご異議なしと認めます。よって、議第28号は同意することに決定いたしました。

次に、日程第33、議第29号、葛城市固定資産評価員の選任につき同意を求めることについてを議題といたします。

本案につき、提案理由の説明を求めます。

阿古市長。

阿古市長 ただいま議題となりました議第29号、葛城市固定資産評価員の選任につき同意を求めることにつきまして、提案理由を申し上げます。

本案につきましては、固定資産評価委員の松山副市長の退任に伴いまして、地方税法第404条第2項の規定に基づき、溝尾彰人氏を新たに選任いたしたく、議会の同意を求めらるのでございます。

なお、溝尾氏におかれましては、固定資産を適正に評価し、市長が行う価格の決定を補助するため、豊富な経験と知識を有しておられますので、最適任者であると認め、選任いたしたいので、よろしくご同意を賜りますようお願い申し上げます。

下村議長 以上で説明が終わりました。

これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

下村議長 質疑ないようですので、質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

本案につきましては、会議規則第37条第3項の規定により、委員会付託を省略し、討論、採決まで行いたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

下村議長 ご異議なしと認めます。よって、本案は委員会付託を省略し、討論、採決まで行うことに決定いたしました。

これより討論に入ります。

討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

下村議長 討論ないようですので、討論を終結いたします。

これより、議第29号議案を採決いたします。

本案について、これに同意することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

下村議長 ご異議なしと認めます。よって、議第29号は同意することに決定いたしました。
お諮りいたします。

本日の会議はこの程度にとどめ、延会したいと思います、これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

下村議長 ご異議なしと認めます。よって、本日はこれにて延会とすることに決定いたしました。
なお、30日午前10時から本会議を再開いたしますので、9時30分にご参集願います。
本日はこれにて延会いたします。

延 会 午後6時26分